

# 福岡県公報

平成21年3月30日

第 2 9 4 8 号

## 目 次

告 示 (第554号 - 第618号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	4
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	6
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....	7
福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	.....	8

福岡県立総合プールの利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	.....	10
福岡県馬術競技場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	.....	13
福岡県立総合射撃場の利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	.....	13
福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金の承認	(教育庁体育スポーツ健康課)	.....	15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	17
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	17
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	17
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	18
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....	18
福岡県土地利用基本計画の変更	(広域地域振興課)	.....	18
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	19
指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	.....	19
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深	(河川課)	.....	20
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	.....	20
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	.....	21
福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉センターの利用料金の承認	(福祉総務課)	.....	25
土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	.....	30
景観計画の策定	(都市計画課)	.....	31
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	31
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	31
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	32
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	.....	32
福岡県菅天神中央公園の利用料金の承認	(教育庁文化財保護課)	.....	33
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	33
都市計画事業の認可	(公園街路課)	.....	34

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....34	技能教育のための施設の指定	(教育庁高校教育課)	.....50
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	.....34	意見募集の結果の公示	(教育庁教職員課)	.....51
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....35	福岡県指定有形文化財の指定	(教育庁文化財保護課)	.....51
福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金の承認	(公園街路課)	.....35	福岡県指定天然記念物の指定	(教育庁文化財保護課)	.....51
福岡県営名島運動公園の利用料金の承認	(公園街路課)	.....36	選挙管理委員会		
福岡県営春日公園の利用料金の承認	(公園街路課)	.....37	政治団体の設立届	(市町村支援課)	.....51
福岡県青少年科学館の利用料金の承認	(教育庁社会教育課)	.....38	政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....52
公共測量の実施	(県土整備総務課)	.....39	政治団体の解散届	(市町村支援課)	.....55
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	.....39	資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	.....55
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....39	資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	.....56
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....39	資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	.....56
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....40	人事委員会		
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....40	口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の		
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....40	一部改正	(人事委員会事務局任用課)	.....57
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	.....40	公安委員会		
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	.....40	個人情報保護窓口設置規程等の一部を改正する告示(警察本部警務課)	.....57	
福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課)	.....41	内水面漁場管理委員会		
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....44	コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(水産振興課)	.....58
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....47	ブルーギルの駆除推進水域の指定	(水産振興課)	.....58
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....48	雑報		
公 告			西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....58
港湾隣接地域の指定	(港湾課)	.....48	西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....59
都市公園の供用の開始	(公園街路課)	.....49	西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....60
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....49	西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....60
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	.....49	西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....61
意見募集の結果の公示	(都市計画課)	.....50	西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....62
意見募集の結果の公示	(都市計画課)	.....50	西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....62
教育委員会			西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....63
			西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	.....63

西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	.....64
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	.....65
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	.....65
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....66
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....66
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....67
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....67
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....67
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....68
西日本宝くじの発売	(財 政 課)	.....68
福岡高速道路に係る料金の弾力的な割引について	(高速道路対策室)	.....68

告 示

福岡県告示第554号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成14年9月福岡県告示第1499号甘木都市計画道路事業3・5・11号千代丸堤線、3・4・3号小池嶋胸線及び3・5・10号馬場口大町線〔朝倉市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間  
平成14年9月20日から平成25年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成14年9月福岡県告示第1499号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
なし

福岡県告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第346号久留米都市計画道路事業3・4・12号京町西田線〔久留米市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間  
平成9年10月29日から平成24年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成20年3月福岡県告示第346号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
なし

福岡県告示第556号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年1月福岡県告示第102号宇美都市計画道路事業3・4・3号土井宇美線及び3・4・11号下宇美炭焼線〔宇美町施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間  
平成15年1月22日から平成26年3月31日まで
- 2 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成15年1月福岡県告示第102号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
平成15年1月福岡県告示第102号の事業地に同じ

## 福岡県告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福岡県告示第638号北九州都市計画道路事業3・4・69号黒崎本城線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成16年3月31日から平成24年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成16年3月福岡県告示第638号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

平成16年3月福岡県告示第638号の事業地に同じ

## 福岡県告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年7月福岡県告示第1360号北九州都市計画道路事業3・5・206号前田熊手線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成14年9月6日から平成24年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成15年7月福岡県告示第1360号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

平成15年7月福岡県告示第1360号の事業地に同じ

## 福岡県告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第637号北九州都市計画道路事業3・3・175号城内大手町線、3・3・24号浅野町愛宕線、3・4・98号三萩野田町線及び7・7・11号都市高速道路1号線附属街路3号線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成9年10月8日から平成24年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第637号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

平成19年3月福岡県告示第637号の事業地に同じ

## 福岡県告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第644号北九州都市計画道路事業3・2・173号引野永犬丸線、3・5・124号藤田中間線及び3・3・37号八幡直方線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成8年10月9日から平成23年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第644号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成19年3月福岡県告示第644号の事業地に同じ

---

福岡県告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第638号北九州都市計画道路事業3・3・47号日明渡船場線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成8年10月14日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第638号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成19年3月福岡県告示第638号の事業地に同じ

---

福岡県告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福岡県告示第573号北九州都市計画道路事業3・2・41号大門木町線及び3・5・115号小倉駅大門線〔北九州市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成9年9月19日から平成22年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月福岡県告示第573号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

---

福岡県告示第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第668号福岡都市計画道路事業3・3・201号長浜臨港線及び3・3・14号千鳥橋唐人町線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成16年1月30日から平成25年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第668号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

---

福岡県告示第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年12月福岡県告示第2138号福岡都市計画道路事業3・5・147号今宿駅前2号線及び3・4・146号今宿駅前1号線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成16年12月8日から平成23年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成16年12月福岡県告示第2138号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

平成16年12月福岡県告示第2138号の事業地に同じ

福岡県告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第674号福岡都市計画道路事業3・3・164号梅林通線及び3・3・90号鳥飼梅林線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 事業施行期間

平成10年10月21日から平成23年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第674号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第566号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年3月福岡県告示第608号福岡都市計画道路事業3・6・95号老司片江線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 事業施行期間

平成15年3月28日から平成23年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成15年3月福岡県告示第608号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

平成15年3月福岡県告示第608号の事業地に同じ

福岡県告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第693号福岡都市計画道路事業3・3・18号御供所井尻線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 事業施行期間

平成11年11月26日から平成23年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第693号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第694号福岡都市計画道路事業3・3・20号福岡筑紫野線、3・2・11号別府香椎線、3・5・88号大楠平和線、3・4・48号清水上牟田線及び3・5・129号那の川平尾線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成8年10月9日から平成23年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第694号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

平成18年3月福岡県告示第694号の事業地に同じ

福岡県告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第670号福岡都市計画道路事業3・3・20号福岡筑紫野線及び7・5・39号高砂平尾線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成8年10月9日から平成22年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第670号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第660号福岡都市計画道路事業3・3・43号博多駅春日原線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成12年8月4日から平成23年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第660号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

平成19年3月福岡県告示第660号の事業地に同じ

福岡県告示第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第673号福岡都市計画道路事業3・4・13号博多箱崎線及び3・3・15号千代粕屋線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 事業施行期間

平成9年3月14日から平成22年3月31日まで

## 2 事業地

## (1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第673号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第667号福岡都市計画道路事業3・3・31号箱崎阿恵線、3・2・10号国道3号線及び3・4・13号博多箱崎線〔福岡市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同

条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業施行期間

平成9年11月10日から平成23年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第667号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第573号

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県立スポーツ科学情報センター

2 位置

福岡市博多区東平尾公園2丁目1番4号

3 利用料金の承認年月日

平成21年3月30日

4 利用料金

(1) 個人使用の場合

種 類	単 位	区 分	料 金 ( 1 人 )
アリーナ	2 時間	一 般	300円
		児童生徒	150円

トレーニング室	2 時間	一 般	350円
		児童生徒	180円
クライミングウォール	2 時間	一 般	300円
		児童生徒	150円
ボルダリングウォール	2 時間	一 般	300円
		児童生徒	150円

(2) 占用使用の場合

種 類	時 間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	9時から12時まで	8,250円	24,770円	107,340円
	13時から17時まで	11,000円	33,020円	143,120円
	18時から21時まで	10,390円	31,190円	135,170円
	9時から17時まで	19,260円	57,800円	250,470円
	13時から21時まで	21,400円	64,220円	278,300円
	9時から21時まで	29,660円	88,990円	385,640円
サブアリーナ	9時から12時まで	3,970円	11,920円	51,680円
	13時から17時まで	5,300円	15,900円	68,910円
	18時から21時まで	4,990円	14,980円	64,930円
	9時から17時まで	9,270円	27,830円	120,590円



多目的アリーナ	13時から 21時まで	10,290円	30,880円	133,840円
	9時から 21時まで	14,270円	42,810円	185,530円
	9時から 12時まで	3,660円	11,000円	47,700円
	13時から 17時まで	4,890円	14,670円	63,610円
	18時から 21時まで	4,580円	13,760円	59,630円
	9時から 17時まで	8,560円	25,680円	111,320円
	13時から 21時まで	9,480円	28,440円	123,240円
クライミングウォール	9時から 21時まで	13,150円	39,450円	170,950円
	9時から 12時まで	2,700円	8,100円	35,100円
	13時から 17時まで	3,600円	10,800円	46,800円
	18時から 21時まで	3,400円	10,200円	44,200円
	9時から 17時まで	6,300円	18,900円	81,900円
	13時から 21時まで	7,000円	21,000円	91,000円
	9時から 21時まで	9,700円	29,100円	126,100円
	9時から 12時まで	1,500円	4,500円	19,500円
	13時から 17時まで	2,000円	6,000円	26,000円

ボルダリングウォール	18時から 21時まで	1,900円	5,700円	24,700円
	9時から 17時まで	3,500円	10,500円	45,500円
	13時から 21時まで	3,900円	11,700円	50,700円
	9時から 21時まで	5,400円	16,200円	70,200円

## (3) 宿泊室

種 類	単 位	区 分	料 金 (1人)
宿泊室 (洋室)	1 泊	一 般	3,050円
		児童生徒	1,520円
宿泊室 (和室)	1 泊	一 般	1,320円
		児童生徒	660円

## (4) 附属施設

施 設 名	料 金	
会 議 室	1時間につき	450円
第 1 研 修 室	1時間につき	450円
第 2 研 修 室	1時間につき	350円
第 3 研 修 室	1時間につき	860円
第 4 研 修 室	1時間につき	960円
和 室	1時間につき	660円
視 聴 覚 室	1時間につき	910円

## 備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種 別	単 位	利 用 料 金	備 考
-----	-----	---------	-----

得点表示盤	一式1回(1日)	2,440円	移動式	
放送設備	一式1回(1日)	3,050円		
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,050円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)	広告掲示物の掲出を含む。 1平方メートル未満の端数は、切り上げる。
	1平方メートル1回(1日)	6,110円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)	
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,010円	長期継続使用の場合	
バレーボール用フロアコート	一式1回(1日)	65,340円		
テニス用フロアコート	一式1回(1日)	39,040円		
バドミントン用フロアコート	一式1回(1日)	15,590円		
いす	1脚1回(1日)	120円	観客用折りたたみいす	
フロアシート	1枚1回(1日)	790円		
コインロッカー	1回	50円		

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

3 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区 分	利 用 料 金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

4 占用使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

5 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割

増とする。

- 6 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額とし、占用使用の場合、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 7 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 8 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 9 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒(これらに準ずる者を含む。)をいい、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 10 メインアリーナ及び多目的アリーナは、2分の1又は4分の1の面積で、サブアリーナ及び和室は、2分の1の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ2分の1、4分の1とする。

福岡県告示第574号

福岡県立体育・スポーツ施設条例(昭和63年福岡県条例第21号)第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合プールの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 名称  
福岡県立総合プール
- 位置  
福岡市博多区東平尾公園2丁目1番3号
- 利用料金の承認年月日  
平成21年3月30日
- 利用料金

(1) 個人使用の場合

種類	期間	単位	区分	料金(1人)
プール	7月1日から9月30日まで	1回	一般	540円
			生徒	320円
			児童	210円
	10月15日から翌年6月30日まで(25メートルプールのみ)	1回	一般	760円
			生徒	430円
			児童	320円
スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	1回	一般	1,090円
			生徒	870円
			児童	650円

(2) 占用使用の場合

種類	期間	時間	50メートルプール スケートリンク			25メートル プール		飛込プール		
			アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	左記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
	5月20日から9月30日まで(25メートル)	9時から13時まで	47,990円	143,980円	287,960円	32,720円	98,160円			
		13時から17時まで	47,990円	143,980円	287,960円	32,720円	98,160円			
		17時から21時まで	59,990円	179,970円	359,950円	40,350円	121,070円	1時間に つき	1時間に つき	1時間に つき
								5,450円	16,360円	32,720円

プール にあっ ては、 7月1 日から 9月30 日まで プ )	9時から17時まで	95,980円	287,960円	575,930円	65,440円	196,330円				
	13時から21時まで	107,980円	323,960円	647,920円	73,080円	219,240円				
	9時から21時まで	155,980円	467,940円	935,880円	105,800円	317,410円				
	10月15 日から 翌年6 月30日 まで	9時から13時まで				49,080円	147,250円			
		13時から17時まで				49,080円	147,250円			
		17時から21時まで				61,080円	183,250円			
ル	9時から17時まで				98,160円	294,500円				
	13時から21時まで				110,160円	330,500円				
	9時から21時まで				159,250円	477,760円				
	9時から13時まで	63,260円	189,790円	379,590円						
	13時から17時まで	63,260円	189,790円	379,590円						

スケートリンク	11月1日から翌年4月10日まで	17時から21時まで	79,620円	238,880円	477,760円					
		9時から17時まで	126,530円	379,590円	759,180円					
		13時から21時まで	142,890円	428,670円	857,350円					
		9時から21時まで	206,150円	618,470円	1,236,940円					

## (3) 附属施設

施設名	料 金
会 議 室	1時間につき 540円

## 備考

- 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種 別	単 位	利用料金	備 考
電光掲示板	一式1回(1日)	13,080円	固定式
電光掲示板	一式1回(1日)	6,540円	移動式
自動計時装置	一式1回(1日)	3,270円	タッチボード等
水球用35秒計	一式1回(1日)	3,270円	
放送設備	一式1回(1日)	3,270円	
水泳競技用具	一式1回(1日)	3,270円	競技種目別
ペースタイマー	一式1回(1日)	3,270円	
審判台	1組1回(1日)	1,090円	水球用

掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	3,270円	スポーツ大会の場合(長期継続使用の場合を除く。)	広告掲示物の掲出を含む。 1平方メートル未満の端数は、切り上げる。
掲示板支持装置A	1平方メートル1回(1日)	6,540円	スポーツ大会以外の場合(長期継続使用の場合を除く。)	
掲示板支持装置B	1平方メートル1回(1日)	1,090円	長期継続使用の場合	
アイスホッケーゴールポスト	一式1回(1日)	3,270円		
コインロッカー	1回	50円		

(備考) この表において「長期継続使用」とは、1か月以上の使用をいう。

- 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区 分	利 用 料 金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

- 占有使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコースロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の2割増とする。
- 占有使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。
- 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された30人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の2割引とする。
- 個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。
- 「児童」とは幼児及び小学校の児童を、「生徒」とは中学校、高等学校又は

中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者をいう。

10 保護者が同伴する児童については、保護者1人につき、当該児童1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

福岡県告示第575号

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県馬術競技場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県馬術競技場
- 2 位置  
古賀市筵内564番地
- 3 利用料金の承認年月日  
平成21年3月30日
- 4 利用料金

(1) 個人使用の場合

区 分	2時間以内	超過1時間ごと
児 童 生 徒	870円	430円
一 般	1,300円	650円

(2) 占用使用の場合

区 分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
馬場馬術競技場	7,090円	7,090円	14,180円
障害馬術競技場	14,180円	14,180円	28,360円
覆い馬場	11,450円	11,450円	22,900円

(3) 既舎<sup>きゅう</sup>

1房につき1日 1,090円

(4) 附属施設

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会 議 室	1,090円	1,300円	2,390円
研 修 室	2,180円	2,720円	4,900円

備考

- 1 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。
- 2 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 3 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 4 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過1時間につき、当該使用区分の額の1時間当たりの額の5割増相当額とする。

福岡県告示第576号

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第9条第2項の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称  
福岡県立総合射撃場
- 2 位置  
筑紫野市大字柚須原223 - 25
- 3 利用料金の承認年月日

平成21年3月30日

## 4 利用料金

## (1) 個人使用の場合

種 類	単 位	区 分	料 金 (1人)	
ライフル射撃場	エアライフル	中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	230円	
		大 学 生	420円	
		そ の 他 の 者	620円	
	ビームライフル	1 日	中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	190円
			大 学 生	380円
			そ の 他 の 者	580円
	スモールボアライフル	1 日	中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒及び高等専門学校の学生	490円
			大 学 生	680円
			そ の 他 の 者	880円
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	1 日		2,440円	
大口徑射撃場	ライフル銃	1 日	2,310円	
	散弾銃 (スラグ弾)	1 日	2,710円	

## (2) 占用使用の場合

種 類	単 位	料 金
	9時から12時まで	40円に利用人数を乗じた額及び9,800円の合計額

ライフル射撃場	エアライフル	12時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び16,300円の合計額
		9時から17時まで	40円に利用人数を乗じた額及び26,100円の合計額
	スモールボアライフル	9時から12時まで	300円に利用人数を乗じた額及び9,800円の合計額
12時から17時まで		300円に利用人数を乗じた額及び16,300円の合計額	
9時から17時まで		300円に利用人数を乗じた額及び26,100円の合計額	
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		1 日	1,850円に利用人数を乗じた額及び17,900円の合計額
大口徑射撃場	ライフル銃	9時から12時まで	930円に利用人数を乗じた額及び22,900円の合計額
		12時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び36,800円の合計額
		9時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び55,900円の合計額
	散弾銃 (スラグ弾)	9時から12時まで	930円に利用人数を乗じた額及び29,200円の合計額
		12時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び45,800円の合計額
		9時から17時まで	930円に利用人数を乗じた額及び69,900円の合計額

## 備考

- 1 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が1日に満たないときは、1日とする。
- 2 占用使用とは、ライフル射撃場のエアライフル、スモールボアライフル若しくは大口徑射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトラップ射撃場の1面を独占して使用する場合をいう。

福岡県告示第577号

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県立久留米スポーツセンター

2 位置

久留米市東櫛原町狩町173番地

3 利用料金の承認年月日

平成21年3月30日

4 利用料金

(1) 陸上競技場

区 分			4 時間以内	4 時間を超えて 8 時間以内	超過 1 時間ごと	
競 技 場	占 用 使 用	入場料を 徴収しない 場合	児 童 生 徒  一 般	3,200円	6,290円	830円
		入場料を 徴収する 場合		7,950円	15,790円	1,980円
	個人使用	児 童 生 徒  一 般	31,580円	63,170円	6,290円	
附 属 施 設	会 議 室	1 時間 につき	単 券	40円	回数券 (11枚)	400円
		1 泊	1 人	50円	1 人	500円
合 宿 所	児 童 生 徒  一 般	1 泊	1 人			310円
		1 泊	1 人			470円

浴 室	1 回	790円
-----	-----	------

(2) 補助競技場

区 分			4 時間以内	4 時間を超えて 8 時間以内	超過 1 時間ごと
競 技 場	占 用 使 用	児 童 生 徒	830円	1,540円	200円
		一 般	3,200円	6,290円	790円
場	個 人 使 用	児 童 生 徒	無 料		
		一 般	無 料		

(3) 体育館

区 分			午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後5 時まで	午後6 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで	
競 技 場	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュ アスポー ツのため に利用す る場合	平 日	3,560円	4,740円	5,930円	8,310円	10,680円	14,240円
		土・日 ・休日	4,740円	5,930円	7,120円	10,680円	13,060円	17,810円	
		その他の 場合	平 日	17,810円	23,750円	29,680円	41,560円	53,430円	65,900円
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	土・日 ・休日	21,370円	28,500円	35,620円	49,870円	64,120円	78,970円	
		アマチュ アスポー ツのため に利用す る場合	平 日	10,680円	14,240円	17,810円	24,930円	32,060円	39,540円
		土・日 ・休日	14,240円	17,810円	21,370円	32,060円	39,180円	53,430円	
場	その他の 場合	平 日	32,060円	38,000円	44,530円	69,820円	82,410円	105,450 円	
		土・日 ・休日	42,750円	47,500円	53,430円	89,770円	100,940 円	131,810 円	

	個人使用	2時間につき	児童生徒	100円
			一般	230円
附属施設	会議室	1時間につき		230円
	トレーニング室	1回(個人使用)		170円
	シャワー室	1人		70円

## (4) テニスコート

区 分		金 額			
競技場	占有使用1面	2時間以内 470円			
	個人使用	児童生徒 2時間以内	単券	100円	回数券 (11枚) 1,000円
		一般 2時間以内		180円	1,800円

## 備考

- 「占有使用」とは競技大会、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童生徒」とは小学校児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。
- 「土・日・休日」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する「休日」を、「平日」とはこれら以外の日をいう。
- この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、次のとおりとする。

種類	設備・器具名	単 位	利用料金
陸上競技場	放送設備	一式 1日	1,180円
	口ッカ-	1回	20円
	湯沸し設備	1日	350円
	競技用器具	一式 1日	1,180円
	天幕	1張 1日	120円
	長机	1脚 1回	20円

体 育 館	椅子	1脚 1回	10円
	全自動電気計時装置	一式 1日	3,050円
	放送設備	一式 1回	1,180円
	照明設備	一式 1回	2,370円
	口ッカ-	1回	20円
	電光得点表示盤	一式 1回	230円
	30秒タイマー計	一式 1回	120円
	ファール回数表示器	一式 1回	120円
	タイムアウト要求器	一式 1回	120円
	8ミリ映写機	1台 1回 (スクリーンを含む。)	1,780円
	幻灯機	1台 1回 (スクリーンを含む。)	1,180円
	スクリーン	一式 1回	590円
	長机	1脚 1回	20円
	椅子	1脚 1回	10円
テニスコート	バスケットボール	1面 1回	350円
	ミニバスケットボール	1面 1回	230円
	バレーボール	1面 1回	230円
	ハンドボール	1面 1回	350円
	バドミントン	1面 1回	120円
	卓球	1台 1回	120円
	器械体操用具	1種目(1セット) 1回	120円
	放送設備	一式 1日	1,180円
	湯沸し設備	1日	350円
	競技用器具	一式 1日	1,180円
天幕	1張 1日	120円	
長机	1脚 1回	20円	
椅子	1脚 1回	10円	



5 利用者（アマチュアスポーツのために利用する場合を除く。）が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合は、この表に掲げる額に、最高額の入場料又はこれに相当する料金を50を乗じて得た額に利用日数を乗じて得た額を加算した額とする。

6 利用者が体育館を占有使用する場合において、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときは、この表に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。

区 分	利 用 料 金
電 気	実 費 相 当 額
冷 暖 房	実 費 相 当 額

福岡県告示第578号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡住宅支援機構

(2) 代表者の氏名

近藤 誠一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区那の川2丁目7番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮者及び社会的困窮者に対して、自立した生活を送るための

基礎となる住宅支援及び就労等自立生活支援に関する事業を行い、社会復帰支援を通して社会貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第579号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年2月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人豊かな地球を守る会

(2) 代表者の氏名

本田 孝一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区大字金隈812番地124

(4) 定款に記載された目的

この法人は、環境問題に取り組む国内外の一般市民及び団体に対して、国際社会におけるCO2削減を目的とした取り組み全般に関する事業を行い、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

福岡県告示第580号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年3月5日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 パンプワールド

## (2) 代表者の氏名

西原 清三

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福津市舎利蔵274番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、竹林の再生から環境問題を考え、災害防止・水資源のかん養、また将来の子どもたちに日本の原風景のひとつである美しい竹林を残し、荒廃竹林における竹の生態系の保全を進めることを目的とする。

福岡県告示第581号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年3月10日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人 在宅訪問介護うさぎ

## (2) 代表者の氏名

山崎 幸文

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡香春町大字香春1267番地

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅での介護が必要な人達に対して訪問介護サービスを提供し、在宅での自立した生活を支援するとともに、訪問介護員の地位向上と介護に対する認知を深め人権意識を高める活動を行うことにより、健康で安心して暮らせるまちづくりと、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第582号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年3月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人 SAKURA会

## (2) 代表者の氏名

中上 節子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区比恵町11番7号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者に対する能力開発事業を中心にした、グループ教育訓練及び就労移行支援事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第583号

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を平成21年3月10日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第

13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の都市地域、農業地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町
都市地域	次の図面のとおり	志摩町、苅田町
農業地域		筑前町、筑後市、みやま市
森林地域		福岡市、前原市、筑紫野市、太宰府市、広川町、直方市、飯塚市、宮若市、北九州市

(「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部広域地域振興課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。)

福岡県告示第584号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	宗像線 篠栗線	糟屋郡篠栗町大字金出3578番2先から 同郡同町大字金出3570番6先まで

福岡県告示第585号

次の加入区において平成17年3月福岡県告示第625号により発生した指定漁船を普通

損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成21年3月28日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 加入区の名称 福吉加入区
- 深江加入区
- 加布里加入区
- 船越加入区
- 岐志新町加入区
- 姫島加入区
- 野北加入区
- 西浦加入区
- 唐泊加入区
- 小呂島加入区
- 玄界島加入区
- 浜崎今津加入区
- 能古加入区
- 姪浜加入区
- 伊崎加入区
- 福岡加入区
- 箱崎加入区
- 奈多加入区
- 志賀島加入区
- 弘加入区
- 相島加入区
- 新宮加入区
- 福岡加入区
- 津屋崎加入区

神湊加入区  
 大島加入区  
 鐘崎加入区  
 地島加入区  
 波津加入区  
 柏原加入区  
 岩屋加入区  
 脇田加入区  
 若松加入区  
 戸畑加入区  
 平松加入区  
 藍島加入区  
 旧門司加入区  
 田野浦加入区  
 柄杓田加入区  
 今津加入区  
 恒見加入区  
 曾根加入区  
 吉田加入区  
 苅田町加入区  
 蓑島加入区  
 沓尾加入区  
 稲童加入区  
 西八田加入区  
 椎田町加入区  
 松江浦加入区  
 八屋加入区  
 宇島加入区  
 吉富加入区

三又青木加入区  
 大川加入区  
 西宮永加入区  
 皿垣開加入区  
 高田加入区  
 三浦加入区  
 大牟田加入区

---

福岡県告示第586号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づく筑後川水系大刀洗川に係る浸水想定区域の指定について、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、福岡県県土整備部河川課並びに福岡県久留米土木事務所及び福岡県朝倉土木事務所において閲覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

---

福岡県告示第587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ダイソー小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市小坂井字蓮輪106番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

南側隣接地にも大規模小売店舗が計画されているため、交通事故防止・交通渋滞解消における対策を講じること。

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

発泡スチロールトレーのリサイクル回収ボックスの設置をお願いしたい。

## (4) 騒音の発生に係る事項

室外機、荷捌き施設、駐車場等の騒音に留意し、苦情が発生した場合には誠実に対処すること。その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。

## (5) 廃棄物に係る事項等

家庭系一般廃棄物とは別に、事業系廃棄物として適正な処理を行うこと。

## (6) 街並みづくり等への配慮等

小板井地区地区計画に則した計画を行うこと。(3月末同意予定)

## (7) その他

意見なし

福岡県告示第588号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年3月17日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンモール筑紫野

(2) 所在地 福岡県筑紫野市立明寺434-1 外

## 3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) イオンモール筑紫野	イオンモール筑紫野

## 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ニューコ・ワン株式会社 代表取締役 村井 眞一 熊本県熊本市御領五丁目1番80号 株式会社レブハウス 代表取締役 堀口 康弘 東京都世田谷区太子堂一丁目4番24号 株式会社織部 代表取締役 奥村 紀八郎 岐阜県多治見市旭ヶ丘10番6号 株式会社ベイブルックホールディングカンパニー 代表取締役 原田 淳史 福岡県福岡市中央区今泉二丁目1番73号 株式会社コーエン 代表取締役 岩城 哲哉 東京都港区芝三丁目1番15号 株式会社ワールド 代表取締役 寺井 秀藏 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1 株式会社アキアゴーラカイトック 代表取締役 中原 伸広 福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目8番6号 株式会社カトレア

代表取締役 田中 正信  
福岡県北九州市八幡西区黒崎二丁目7番1号  
株式会社ダケシタ  
代表取締役 嵩下 敏春  
長崎県長崎市矢上町219番地  
株式会社ヤマダヤ  
代表取締役 山田 道朗  
愛知県名古屋市区城西一丁目3番5号  
株式会社イオンフォレスト  
代表取締役 岩田 松雄  
東京都千代田区紀尾井町3番6号  
株式会社クロスカンパニー  
代表取締役 石川 康晴  
岡山県岡山市幸町2番8号  
株式会社ヌーメロウノ  
代表取締役 伴 和紀  
東京都渋谷区宇田川町41番26号  
株式会社バル  
代表取締役 井上 隆太  
大阪府大阪市中央区北浜3丁目5番29号  
株式会社ウィークス  
代表取締役 長坂 透  
福岡県福岡市中央区薬院一丁目8番8号  
株式会社ピークルーズ  
代表取締役 船田 佳子  
福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号  
株式会社キャン  
代表取締役 小川 智士  
東京都杉並区高円寺北二丁目6番1号  
株式会社プラスハート  
代表取締役 松尾 正司  
大阪府大阪市中央区北浜一丁目9番9号  
株式会社ハウスオブローゼ  
代表取締役 神野 晴年  
東京都港区赤坂二丁目21番7号  
株式会社花工房ガラージュ  
代表取締役 古賀 文博  
福岡県久留米市三瀬町田川1377番22号  
株式会社ホワイトボックス  
代表取締役 村田 三郎

熊本県下益城郡富合町釈迦堂714  
株式会社キャメル珈琲  
代表取締役 尾田 信夫  
東京都世田谷区代田二丁目31番8号  
株式会社キハチアンドエス  
代表取締役 熊谷 喜八  
東京都渋谷区元代々木町49番13号  
株式会社ブレーンダム  
代表取締役 奥村 正晴  
福岡県福岡市南区塩原三丁目17番8号  
株式会社麦の穂  
代表取締役 田中 慎一  
大阪府大阪市北区西天満三丁目13番20号  
株式会社谷弥  
代表取締役 谷弥 壽彦  
福岡県直方市神正町3番32号  
株式会社エフエム福岡メディアント  
代表取締役 為永 俊二  
福岡県福岡市中央区清川一丁目9番19号  
オルビス株式会社  
代表取締役 高谷 成夫  
東京都品川区平塚二丁目1番14号  
株式会社ポイント  
代表取締役 石井 稔晃  
東京都中央区八重洲二丁目7番2号  
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社  
代表取締役 クリスチャン・トーマ  
東京都太田区平和島六丁目1番1号  
有限会社P. P. C  
取締役 加川 久男  
福岡県福岡市中央区天神四丁目9番10号  
有限会社モーゲンデビッド  
代表取締役 レヴィ トニー  
福岡県福岡市中央区高砂二丁目6番4号  
株式会社ドーベルマン  
代表取締役 奥田 耕三  
大阪府大阪市北区本庄西二丁目21番6号  
株式会社ジェイエーシートレーディング  
代表取締役 森 健太郎

福岡県福岡市博多区御供所町1番9号  
アイア株式会社  
代表取締役 萩原 宏  
東京都目黒区目黒本町一丁目番号  
株式会社ツツミ  
代表取締役 堤 征二  
埼玉県蕨市中央四丁目24番26号  
ボンフカヤ株式会社  
代表取締役 船木 睦雄  
福岡県福岡市中央区小笹三丁目11番1号  
株式会社ハビタ  
代表取締役 上野 真弓  
熊本県熊本市流通団地一丁目44番2号  
有限会社一番館  
代表取締役 樋渡 寿美子  
福岡県太宰府市五条二丁目6番31号  
有限会社ロード&スカイ  
代表取締役 日高 和幸  
福岡県遠賀郡遠賀町松の本三丁目1番12号  
株式会社スコルピオ  
代表取締役 宮崎 良樹  
福岡県福岡市早良区次郎丸四丁目17番34号  
株式会社クリエイティブヨーコ  
代表取締役 伊藤 洋子  
長野県長野市高田667番16号  
ベツシティ株式会社  
代表取締役 豆鞆 亮二  
東京都中央区新川二丁目24番2号  
株式会社ディーエイチシー  
代表取締役 吉田 嘉明  
東京都港区南麻布二丁目7番1号  
株式会社お茶の山口園  
代表取締役 山口 幸敏  
長崎県長崎市文教町8番2号  
株式会社マイカル  
代表取締役 松井 博史  
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号  
タピオ株式会社  
代表取締役 越智 勝寛  
大阪府大阪市平野区長吉長原西一丁目3番8

号  
株式会社ビスク  
代表取締役 豊村 コツキ  
福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号  
株式会社ブライトリーヘインズ  
代表取締役 赤司 英之  
福岡県久留米市東町31番23号  
株式会社メンズ・ビギ  
代表取締役 大楠 祐二  
東京都渋谷区南平台町17番12号  
株式会社タカキュー  
代表取締役 臼井 一秀  
東京都板橋区板橋三丁目9番7号  
イトキン株式会社  
代表取締役 辻村 章夫  
大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目4番25号  
株式会社オンワード樺山  
代表取締役 廣内 武  
東京都中央区日本橋三丁目10番5号  
株式会社輝幸  
代表取締役 重久 忠行  
鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号  
フカヤ株式会社  
代表取締役 林 宏  
福岡県福岡市博多区店屋町4番10号  
株式会社ブルーメイト  
代表取締役 畠山 祥三  
広島県福山市千田町千田1741番地1  
株式会社山彦報徳商事  
代表取締役 吉田 昌司  
福岡県北九州市小倉南区横代北町三丁目14番  
20号  
株式会社アイジーイー  
代表取締役 五十嵐 義和  
福井県越前市矢放町13丁目8番9号  
株式会社立花屋  
代表取締役 笠井 俊生  
福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号  
株式会社アロー  
代表取締役 今枝 諄一

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目8番12号  
株式会社まつや  
代表取締役 松本 長康  
長崎県大村市本町330番地1  
株式会社大谷  
代表取締役 大谷 勝彦  
新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目3番5号  
株式会社日本テレメッセージ  
代表取締役 中村 直樹  
福岡県福岡市中央区六本松二丁目12番25号  
株式会社菅田  
代表取締役 菅田 茂  
岡山県津山市川崎1902番地3  
株式会社谷呉服店  
代表取締役 谷 重臣  
福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号  
株式会社バリュープランニング  
代表取締役 井元 憲生  
兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目2番17号  
株式会社天翔  
代表取締役 平 茂美  
福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号  
株式会社イング  
代表取締役 向井 孝司  
兵庫県神戸市中央区港島南町四丁目6番2号  
ヒラキ株式会社  
代表取締役 向畑 達也  
兵庫県神戸市中央区中町通二丁目1番18号  
株式会社ネクストインターナショナル  
代表取締役 志田山 敬二  
東京都世田谷区尾山台一丁目11番1号  
ソックコウベ株式会社  
代表取締役 日ノ本 鉄也  
兵庫県神戸市東灘区向洋町中六丁目9番地  
株式会社ヴェント・インターナショナル  
代表取締役 小泉 慎吾  
東京都渋谷区宇田川町36番1号  
株式会社東京デリカ  
代表取締役 木山 茂年

東京都葛飾区新小岩一丁目4番地14号  
株式会社ジェイアイエヌ  
代表取締役 田中 仁  
群馬県前橋市川原町777番地2  
株式会社チチカカ  
代表取締役 木南 仁志  
東京都武蔵野市中町二丁目30番14号  
有限会社フレンドシップパートナーズ  
代表取締役 兼光 善明  
大分県別府市青山町8番5号  
株式会社アース  
代表取締役 上村 節子  
福岡県福岡市南区大橋一丁目12番4号  
有限会社アイス  
代表取締役 山本 猛  
福岡県久留米市東合川七丁目12番25号  
株式会社ムラサキスポーツ  
代表取締役 金山 元一  
東京都台東区上野七丁目14番5号  
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
代表取締役 菊池 敬一  
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番地1  
株式会社大創産業  
代表取締役 矢野 博文  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
株式会社エイティイー今藤  
代表取締役 今藤 尚一  
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名186  
株式会社アフリカタロウ  
代表取締役 江見 いづみ  
岡山県岡山市田中105番地102  
株式会社コックス  
代表取締役 小柳 津進  
東京都江東区新大橋一丁目8番11号  
東京シャツ株式会社  
代表取締役 鈴木 正利  
東京都千代田区東神田二丁目8番12号  
株式会社ザ・クロックハウス



代表取締役 花谷 洋二  
東京都新宿区新宿一丁目19番10号  
株式会社ライトオン  
代表取締役 藤原 政博  
茨城県つくば市吾妻一丁目11番1  
株式会社武田メガネ  
代表取締役 武田 耕一  
福岡県福岡市中央区天神四丁目3番30号  
有限会社エム・アイ・エヌ・トレーディング  
代表取締役 森永 厚  
福岡県北九州市小倉南区津田新町三丁目15番  
5号  
株式会社ラッシュジャパン  
代表取締役 アンドリュマーティンゲラー  
神奈川県愛甲郡愛川町中津4027番3  
株式会社エーズラビット  
代表取締役 天野 恵一  
東京都目黒区緑が丘三丁目7番7号  
株式会社ストーンマーケット  
代表取締役 中村 泰二郎  
福岡県福岡市中央区港二丁目11番4号  
株式会社キャンパス  
代表取締役 山本 悦二  
福岡県北九州市小倉南区下曽根一丁目14番19  
号  
株式会社サンリオ  
代表取締役 辻 信太郎  
東京都品川区大崎一丁目6番1号  
株式会社ツルヤ靴店  
代表取締役 服部 博幸  
愛知県名古屋市千種区今池三丁目4番10号  
株式会社ムーンスター  
代表取締役 本村 郁  
福岡県久留米市白山町60番地  
株式会社ファイブフォックス  
代表取締役 上田 稔夫  
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号  
株式会社夢や  
代表取締役 安東 恵美子  
香川県高松市朝日新町17番20号

三起商行株式会社  
代表取締役 木村 皓一  
大阪府八尾市若林町一丁目76番2号  
丸高衣料株式会社  
代表取締役 楡金 洋二  
大阪府大阪市中央区玉造二丁目8番3号  
株式会社F・O・インターナショナル  
代表取締役 小野 行由  
兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目4-14  
クレアーズ日本株式会社  
代表取締役 三宅 香  
東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号  
株式会社グランドスラム  
代表取締役 倉本 隆  
大阪府大阪市西区北堀江一丁目19番8号  
株式会社アートヴィレッジ  
代表取締役 鈴木 安喜雄  
東京都墨田区石原四丁目15番4号  
株式会社ジン  
代表取締役 山本 篤  
三重県四日市市新正一丁目12番4号  
有限会社ベト・コピア  
代表取締役 笹淵 誠  
福岡県福岡市博多区須崎町5番14号  
株式会社two-five  
代表取締役 西村 順一  
東京都品川区上大崎三丁目14番37号  
株式会社チヨダ  
代表取締役 舟橋 政男  
東京都杉並区成田東四丁目39番8号  
株式会社ニコル  
代表取締役 木野村 尚孝  
東京都渋谷区東一丁目32番12号

---

福岡県告示第589号

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条の4第2項及び第11条の4第2項の規定に基づき、福岡県男女共同参画センター及び福岡県総合福祉セ

ンターの利用料金を承認したので、同条例第5条の4第4項及び第11条の4第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

- (1) 福岡県男女共同参画センター  
(2) 福岡県総合福祉センター

2 位置

春日市原町3丁目1番地7

3 利用料金の承認年月日

平成21年3月12日

4 利用料金

- (1) 福岡県男女共同参画センター  
ア 占用使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
音楽室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
工芸室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
スタジオ	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円	5,380円
O A ルーム	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円	7,530円
スタディールーム	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
セミナー ルーム	A	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
	B	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円
	C	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
フィットネスル ーム	2,440円	3,260円	2,950円	5,700円	6,210円	8,650円

備考

- 1 「占用使用」とは、講習会その他催物等において、施設を独占的に使用する場

合をいう。

2 利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

3 この表に掲げる施設の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

(1) 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

(2) 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の額の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

4 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区 分	品 名	単 位	金 額
音楽室	音響装置	1式（1回）	1,100円
スタジオ	放送設備	1式（1回）	1,120円
セミナー ルーム	ビデオプロジェクター	1式（1回）	910円
	スライド映写機	1式（1回）	550円
	オーバーヘッドプロジェクター	1式（1回）	550円
	ダイナミックマイクロホン	1本（1回）	320円
	ワイヤレスマイクロホン	1本（1回）	880円
	床置型マイクスタンド	1本（1回）	60円
	卓上型マイクスタンド	1本（1回）	60円

サロン	団体専用ロッカー	1口(1月)	300円
-----	----------	--------	------

## (備考)

この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りではない。

利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。ただし、団体専用ロッカーはこの限りでない。

## イ 個人使用の場合の利用料金

種類	単位	区分	料金(1人)
フィットネスルーム	2時間	一般	200円
		児童・生徒	100円

## 備考

- 「個人使用」とは、占有使用以外の場合をいう。
- 「児童・生徒」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)の児童及び中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童・生徒以外の者をいう。
- 11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。
- 1回の使用につき、2時間を超えて連続して使用する場合の利用料金の額は、超過時間1時間につき、この表に掲げる利用料金の額の1時間当たりの額とする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。

## (2) 福岡県総合福祉センター

## ア 本館施設利用料金

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
クローバーホール	7,030円	9,370円	8,460円	16,400円	17,830円	24,860円
第1和室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
第2和室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
第3和室	A	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
	B	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
501研修室	3,660円	4,890円	4,380円	8,550円	9,270円	12,930円
502研修室	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円	5,380円
503研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
504研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
505研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
506研修室	A	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円
	B	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円
507研修室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円	3,250円
508研修室	A	2,750円	3,660円	3,260円	6,410円	6,920円
	B	2,440円	3,260円	2,950円	5,700円	6,210円
学習室	1,830円	2,440円	2,240円	4,270円	4,680円	6,510円
視聴覚室	1,520円	2,030円	1,830円	3,550円	3,860円	5,380円
創作工房	2,140円	2,850円	2,540円	4,990円	5,390円	7,530円
作品展示室	610円	810円	710円	1,420円	1,520円	2,130円
調理実習室	5,810円	7,740円	6,930円	13,550円	14,670円	20,480円

## イ 体育館施設利用料金

## (ア) 占有使用の場合の利用料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大ホール	19,570円	26,090円	23,440円	45,660円	49,530円	69,100円
体育館	3,660円	4,890円	4,380円	8,550円	9,270円	12,930円
プール	夏季期間	17,120円	22,830円	20,590円	39,950円	43,420円
	温水期間	25,680円	34,250円	30,780円	59,930円	65,030円
卓球室	1室	910円	1,220円	1,120円	2,130円	2,340円
トレーニング室		7,030円	9,370円	8,460円	16,400円	17,830円
アーチェリー場		2,750円	3,660円	3,260円	6,410円	9,670円

## (イ) 個人使用の場合の利用料金

種 類	単 位	区 分	料 金 ( 1 人 )
体育館・卓球室	2時間	一般	300円
		児童・生徒	150円
プール	夏季期間	一般	350円
		生徒	200円
		児童	150円
	温水期間	一般	500円
		生徒	300円
		児童	200円
トレーニング室	2時間	一般	350円
		小学生・生徒	180円
アーチェリー場	2時間	一般	300円
		高校生	150円

## ウ 屋外施設利用料金

区 分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで

グラウンド		1,520円	2,030円	3,550円
ゲートボール場	1面	910円	1,220円	2,130円

## エ 宿泊室利用料金

種 類	単 位	料 金 ( 1 人 )
宿泊室	1泊	3,050円

## オ 駐車場利用料金

種 類	単 位	料 金 ( 1 台 )
駐車場	2時間以内	無料
	2時間を超えるとき30分ごとに	150円

## 備考

- 「占有使用」とは、講習会、競技大会その他催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 「児童」とは幼児及び小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者を、「小学生」とは小学校及びこれに準ずるものの児童を、「高校生」とは高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒及びこれらに準ずる者をいう。
- 「夏季期間」とは7月1日から9月30日までを、「温水期間」とは10月1日から翌年の6月30日までをいう。
- 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日におけるクローバーホール及び占有使用の場合の体育館施設の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額の2割増の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 本館施設、占有使用の場合の体育館施設及び屋外施設において、利用者が利用の際第三者から1,000円を超える入場料又はこれに相当する料金を徴収する場合

の利用料金の額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、利用者が営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合の利用料金の額は、この表に定める額に100分の300を乗じて得た額とする。

- 6 この表に掲げる施設（宿泊室及び駐車場を除く。）の利用時間を超えて利用する場合の利用料金の額は、次のとおりとする。なお、超過時間が1時間未満であるときは1時間とし、1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、1時間として計算する。ただし、プールの個人使用については、超過時間が30分未満であるときは30分とし、30分を超える場合において30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は、30分として計算する。

- (1) 本館施設、占用使用の場合の体育館施設及び屋外施設の利用料金の額

イ 超過時間が正午から午後5時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）

ロ 超過時間が午後5時から午後9時までの場合 超過時間1時間につき、この表に定める午後6時から午後9時までの利用料金の1時間当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）（屋外施設の場合を除く。）

- (2) 個人使用の場合の体育館施設の利用料金の額

超過時間1時間につき、この表に定める利用料金の額の1時間当たりの額とする。ただし、プールの個人使用については、超過時間30分につき、この表に定める利用料金の額の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

- 7 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の利用料金の額は、次のとおりとする。

区分	品名	単位	金額	備考
大ホール	演台・花台	1式（1回）	660円	
	司会者台	1式（1回）	200円	

	テーブル	1台（1回）	70円	
	いす	1脚（1回）	40円	
	つりバトン	1式（1回）	550円	
	ボーダーライト	1式（1回）	320円	
	アッパー・ホリゾンライト	1式（1回）	880円	
	ロアー・ホリゾンライト	1式（1回）	880円	
	サスペンションライト	1台（1回）	160円	500ワット
	シーリングライト	1台（1回）	300円	1.5キロワット
	フォロースポット	1台（1回）	1,100円	2キロワット
	フットライト	1式（1回）	270円	
	音響装置	1式（1回）	1,660円	
	カセットテープレコーダー	1台（1回）	550円	
	CDプレーヤー	1台（1回）	500円	
	移動型スピーカー	1式（1回）	450円	
	はね返りスピーカー	1式（1回）	300円	
クローバーホール	演台・花台	1式（1回）	660円	
	司会者台	1式（1回）	200円	
	テーブル	1台（1回）	70円	
	いす	1脚（1回）	40円	
	ボーダーライト	1式（1回）	320円	
	アッパー・ホリゾンライト	1式（1回）	880円	
	ロアー・ホリゾンライト	1式（1回）	880円	
	サスペンションライト	1台（1回）	160円	500ワット
	シーリングライト	1台（1回）	210円	1キロワット
	フロントサイドライト	1台（1回）	210円	1キロワット
	スタンド	1式（1回）	110円	
	音響装置	1式（1回）	1,660円	
	つりマイク装置	1式（1回）	320円	

	カセットテープレコーダー	1台(1回)	550円	
	デジタルカセットテープレコーダー	1台(1回)	710円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	500円	
	映写機	1式(1回)	4,430円	
	ステージスピーカー	1式(1回)	450円	
	はね返しスピーカー	1式(1回)	300円	
研修室	音響装置	1式(1回)	1,100円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	910円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	550円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	500円	
視聴覚室	音響装置	1式(1回)	1,100円	
	ビデオプロジェクター	1式(1回)	910円	
	カセットテープレコーダー	1台(1回)	550円	
	CDプレーヤー	1台(1回)	500円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	320円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	880円	
	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
その他	オーバーヘッドプロジェクター	1式(1回)	550円	
	資料提示装置	1式(1回)	910円	
	スライド映写機	1式(1回)	550円	
	16ミリ映写機	1式(1回)	550円	
	ビデオデッキ	1式(1回)	660円	
	コンデンサーマイクロホン	1本(1回)	550円	
	ダイナミックマイクロホン	1本(1回)	320円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本(1回)	880円	

	床上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	卓上型マイクスタンド	1本(1回)	60円	
	コインロッカー	1口(1回)	100円	
体育館施設	電光得点表示板	1式(1回)	810円	
	フロアシート	1枚(1回)	260円	
	プール自動計時装置	1式(1回)	1,010円	

(備考)

この表の利用料金の額は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までをそれぞれ1回として算定するものとする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。

利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、1時間ごとにこの表に掲げる利用料金の額の25パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。ただし、コインロッカーはこの限りでない。

8 体育館及びアーチェリー場は2分の1の面積で、プールは1コースで占有使用できるものとし、この場合の利用料金の額は、体育館及びアーチェリー場は当該使用区分の利用料金の額の2分の1、プールは当該使用区分の利用料金の額の6分の1(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

9 体育館施設の個人使用の場合、11枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の利用料金の額の10回分に相当する額とする。

10 駐車場を2時間を超えて使用する場合において、駐車時間に30分未満の端数があるときは、当該端数の時間は30分として算定する。

福岡県告示第590号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
耳納山麓土地改良区	平成21年3月17日

福岡県告示第591号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき、次の景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 景観計画の名称

矢部川流域景観計画

2 景観計画の区域

筑後市、みやま市、黒木町、立花町、矢部村、星野村の区域

3 効力の発生する日

平成21年7月1日

福岡県告示第592号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年5月福岡県告示第1046号甘木都市計画下水道事業三輪中央公共下水道【筑前町施行】の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

甘木都市計画下水道事業 三輪中央公共下水道

3 事業施行期間

昭和46年12月3日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年5月26日福岡県告示第1046号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

朝倉郡筑前町原地蔵 字地蔵下、字井牟田、及び藤蔵堀の各字の一部

高上 字畑田の一部

野町 字徳法師の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第514号福岡間都市計画下水道事業福岡公共下水道【福津市施行】の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福津市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡間都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業

福津市公共下水道

3 事業施行期間

昭和40年7月28日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月15日福岡県告示第514号の事業地に次の区域を加える。

福津市 宮司一丁目、宮司二丁目、宮司三丁目、西福津一丁目

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年11月福岡県告示第1943号柳川都市計画下水道事業柳川公共下水道〔柳川市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 施行者の名称

柳川市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

柳川都市計画下水道事業 柳川公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和57年2月13日から平成27年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成16年11月5日福岡県告示第1943号の事業地に同じ

## (2) 使用の部分

なし

福岡県告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成15年6月福岡県告示第1178号大川都市計画下水道事業大川公共下水道〔大川市施行〕の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 施行者の名称

大川市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

大川都市計画下水道事業大川公共下水道

## 3 事業施行期間

平成11年10月4日から平成28年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成15年6月27日福岡県告示第1178号の事業地のうち次の地内において事業地を削除する。

大川市大字向島字町浦、字下中開、字一本松、字北一ノ割、字北二ノ割、字下井

桶口、字四反田、字壺町田、字東三反割、字西三反割、字南一ノ

割、字三ノ割、字四ノ割、字五ノ割、字六ノ割、字七ノ割、字八

ノ割、字南二ノ割、字西屋敷、字島田、字南九反田、字東裏田、

字小屋ノ内、字下西田、字出来島、字六反田の全部

字下九反割、字荒開の一部

大字酒見字馬場北、字内ノ宮、字薬師脇の全部

字上城内、字宮内の一部

大字郷原字不毛の一部

大字上巻字榎木町、字畑中、字畑中東、字蓮輪の全部

字岩出、字横枕の一部

大字新田字平野町の一部

大字一木字内田ノ三、字内田ノ四、字北島ノ一、字北島ノ二、字城宅、字

西ノ口、字井桶口、字北田ノ一、字北田ノ三、字西田、字八反分

、字畑田、字後新開、字新開、字内田ノ一、字内田ノ二の全部

大字一木字前田の全部

字北島ノ三、字北新開、字前新開の一部

## (2) 使用の部分

なし



福岡県告示第596号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営天神中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称

福岡県営天神中央公園

2 位置

福岡市中央区天神1丁目、西中州

3 利用料金の承認年月日

平成21年3月16日

4 利用料金

旧福岡県公会堂貴賓館

種 別	単 位	金 額			
		個 人		団 体	
		一般	児童	一般	児童
入館料	1人・1回	240円	120円	190円	95円

備考

- 1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- 2 この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 3 次の者の入館料は、無料とする。
  - (1) 6歳未満の者
  - (2) 65歳以上の者
  - (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障害者

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

福岡県告示第597号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画公園事業3・3・109号田村中央公園

3 事業施行期間

平成21年3月30日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市早良区田村六丁目地内

(2) 使用の部分

福岡市早良区田村六丁目地内

福岡県告示第598号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画公園事業 3・3・107号飯原中央公園

3 事業施行期間

平成21年3月30日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市早良区原七丁目地内

(2) 使用の部分

福岡市早良区原七丁目地内

福岡県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年9月福岡県告示第1778号福岡都市計画公園5・5・8号西南杜の湖畔公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画公園事業 5・5・8号西南杜の湖畔公園

3 事業施行期間

平成12年3月1日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年9月福岡県告示第1778号の事業地のうち福岡市城南区干隈二丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成18年9月福岡県告示第1778号の事業地に福岡市城南区干隈二丁目及び梅林三丁目を加える。

福岡県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年9月福岡県告示第1780号福岡都市計画公園3・3・110号那珂中央公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画公園事業 3・3・110号那珂中央公園

3 事業施行期間

平成14年8月19日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年9月福岡県告示第1780号の事業地に同じ。

(2) 使用の部分

なし

## 福岡県告示第601号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡小竹町大字勝野字稲葉3964 - 1の一部、3964 - 11の一部、3964 - 17、3964 - 21の一部、3964 - 22から3964 - 28まで、3980 - 1の一部、3980 - 4、3980 - 5、3983 - 3の一部、3986 - 3の一部、字百畝町3995 - 1の一部、3995 - 2、3996 - 1の一部、3996 - 2及び4001 - 18（1工区）

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県告示第602号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営西公園及び大濠公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称

福岡県営西公園、大濠公園

## 2 位置

福岡市中央区西公園、大濠公園

## 3 利用料金の承認年月日

平成21年3月18日

## 4 利用料金

## (1) 集会所

イ 西公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10まで
集 会 所	2,090円	3,130円	3,660円

## ロ 大濠公園の集会所

区 分	単 位 ・ 金 額		
	午前8時30分から 正午まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10まで
座 敷	2,590円	3,290円	2,940円
西 の 間	2,360円	2,930円	2,710円
次 の 間	1,410円	1,870円	1,640円
立 礼 席	2,580円	3,380円	2,960円
茶室（全室）	8,760円	10,560円	9,840円
茶室（八畳）	5,640円	6,720円	6,360円

備考 イ及びロの表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
茶道具	一式	1,450円
	一点	30円

## (2) 駐車場

都市公園名	区 分	単 位	金 額	
大濠公園	普通自動車	1台	2時間以内	210円
			2時間を超えるとき30分ごとに	160円
	中型自動車 大型自動車	1台	3時間以内	1,500円
			3時間を超えるとき30分ごとに	250円

## 備考

普通自動車、中型自動車及び大型自動車の区分は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条の規定するところによる。

## (3) 都市公園の一部

都市公園名	有料部分	種 別	単 位	金 額			
				個 人		団 体	
				一般	児童	一般	児童
大濠公園	日本庭園	入園料	1人・1回	240円	120円	190円	95円

## 備考

- 1 この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- 2 このひょうにおいて「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 3 次の者の入園料は、無料とする。
  - (1) 6歳未満の者
  - (2) 65歳以上の者
  - (3) 障害者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

## ア 障害者

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (イ) 療育手帳の交付を受けている者
- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

## イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発精神センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

## 福岡県告示第603号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
福岡県営名島運動公園
- 2 位置  
福岡市東区名島2丁目
- 3 利用料金の承認年月日  
平成21年3月18日
- 4 利用料金

## (1) 野球場

単 位	都市公園名	金 額
2時間以内	名島運動公園	950円

## 備考

- 1 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 2 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分	単 位	金 額
野球場の照明	名島運動公園	30分以内 3,410円

## (2) 庭球場

単 位	金 額
庭球場	1面2時間以内 650円

備考 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

単 位		金 額
庭球場の照明	30分以内	510円
コインロッカー	1回	50円

(3) 研修室

単 位	都市公園名	金 額
1時間	名島運動公園	350円

福岡県告示第604号

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営春日公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

福岡県営春日公園

2 位置

春日市原町3丁目

3 利用料金の承認年月日

平成21年3月18日

4 利用料金

(1) 野球場

単 位	都市公園名	金 額
2時間以内	春日公園	3,660円

備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定し

た額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるとき額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。

- 3 野球場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分			単 位	金 額
野球場の照明	春日公園	全点灯	30分以内	10,900円
		60パーセント点灯		7,740円
		40パーセント点灯		5,300円
スコアボード			1回	1,320円
放送設備			1回	2,420円

(2) 庭球場

単 位		金 額	
庭 球 場	1面2時間以内	650円	
練 習 場	一 般	1回1時間以内	140円
	学 生	1回1時間以内	80円

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法第1条に規定する学校に就学している者及びこれに準ずる者をいう。
- 2 この表に掲げる施設に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

単 位		金 額
庭球場の照明	30分以内	510円
コインロッカー	1回	50円

(3) 球技場

単 位	金 額
4時間以内	9,490円

4時間を超えるとき1時間ごとに	2,370円
-----------------	--------

## 備考

- 1 競技者のすべてが学校教育法第1条に規定する学校に就学している者又はこれに準ずる者である場合の額は、この表により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 利用者が入場料その他これに相当する料金を徴収する場合において、その徴収した料金の総額がこの表により算定した額を超えるときの額は、この表により算定した額と当該超える額に1,000分の103を乗じて得た額とを合算した額とする。
- 3 球技場に附属する施設及び設備の額は、次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
球技場の照明	全点灯	30分以内	76,450円
	50パーセント点灯		20,080円
	35パーセント点灯		14,160円
	17パーセント点灯		7,540円
スコアボード		1回	1,320円
放送設備		1回	2,420円
温水シャワー		1人	120円

## (4) 研修室

単 位	都市公園名	金 額
1時間	春日公園	350円

福岡県告示第605号

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
福岡県青少年科学館
- 2 位置  
久留米市東櫛原町1713番地
- 3 利用料金の承認年月日  
平成21年3月16日
- 4 利用料金

区 分	単 位	プラネタリウム		常設展示		セット料金	
		個人	団体	個人	団体	個 人	
金	一般	1人1回につき	600円	400円	400円	300円	700円
額	児童・生徒等	1人1回につき	300円	200円	200円	150円	350円

## 備考

- 1 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 2 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 3 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 4 4歳未満の幼児は、無料とする。
- 5 「セット料金」とは、次の期間にプラネタリウムと常設展示を併せて利用する場合の利用料金をいう。
  - (1) 4月5日（ただし、その日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日等でない日）から7月20日（ただし、その日が土曜日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日等でない日）まで
  - (2) 9月1日（ただし、その日が土曜日等に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日等でない日）から3月24日（ただし、その日が土曜

日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日等でない日 ) まで

福岡県告示第606号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業角田北部地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
豊前市角田北部地区	平成21年3月9日から 平成21年3月17日まで

福岡県告示第607号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営新星野地区土地改良（農地造成）事業変更計画書の写し	平成21年3月30日から 平成21年4月27日まで	八女郡星野村役場

福岡県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
朝 倉 県 道	八 香 女 春 線		前	朝倉市杷木池田749番4先から 同市杷木林田285番2先まで	6.4 ~ 23.0	1,140.0	うち一般国道386号重用延長 534.0メートル
			前	同上	15.0 ~ 33.0	1,120.0	
			後	同上	6.4 ~ 32.5	1,140.0	うち一般国道386号重用延長 534.0メートル
			後	同上	15.0 ~ 33.0	1,120.0	

福岡県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

朝倉	八女線 香春	朝倉市杷木池田243番6先から 同市杷木林田285番2先まで
----	-----------	-----------------------------------

## 福岡県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪野線 篠栗	糟屋郡久山町大字久原1822番3先から 同郡篠栗町大字津波黒394番73先まで

## 福岡県告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	飯塚線 大野城	糟屋郡宇美町ゆりが丘2丁目454番25先から 同郡同町四王寺坂1丁目465番47先まで

## 福岡県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成21年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	志免線 須恵	糟屋郡粕屋町酒殿366番1先から 同郡同町酒殿367番5先まで

## 福岡県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年2月16日農林水産省告示第347号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び苅田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第614号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第



10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日中国際交流センター

(2) 代表者の氏名

姚 明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区箱崎7丁目20番1 - 802号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日中両国の民間友好のため、両国の民族文化と音楽、美術、書道、工芸、などの芸術を通じて両国のさまざまな交流を図るとともに、両国の美術家作品の展示会の開催、在日中国人研修生、留学生、就学生の支援に関する事業、ビジネス支援に関すること等の事業を行い、日中間の文化とビジネス交流に寄与することを目的とする。

福岡県告示第615号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 利用料金等の承認年月日

平成21年3月30日

2 名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等	
		利用料金 (月額)	保証金
福岡県営大里住宅	北九州市門司区	4,300円	12,900円
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区	4,500円	13,500円
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区	4,000円	12,000円
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区	3,000円	9,000円
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区	4,000円	12,000円
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区	4,500円	13,500円
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区	3,000円	9,000円
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区	4,000円	12,000円
福岡県営高須住宅	北九州市若松区	3,000円	9,000円
福岡県営藤ノ木住宅	北九州市若松区	4,000円	12,000円
福岡県営老司住宅	福岡市南区	4,300円	12,900円
福岡県営旭ヶ丘住宅	福岡市南区	4,000円	12,000円
福岡県営東領住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円

福岡県営千代住宅	福岡市博多区	屋根有り 9,500円 屋根無し 6,500円	屋根有り 28,500円 屋根無し 19,500円
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区	4,200円	12,600円
福岡県営浜男住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営松崎住宅	福岡市東区	4,000円	12,000円
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区	3,500円	10,500円
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営御幸町住宅	福岡市東区	4,500円	13,500円
福岡県営浜松住宅	福岡市東区	3,500円	10,500円
福岡県営内野住宅	福岡市早良区	3,500円	10,500円
福岡県営老岐住宅	福岡市西区	4,000円	12,000円
福岡県営天領住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営新町住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営久福木住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営辻の前住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営開田住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営高泉住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営黒崎住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営小浜住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営平野山住宅	大牟田市	3,000円	9,000円
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市	3,000円	9,000円

福岡県営牟田山住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営西町住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営合川住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営南町住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営花園住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営津福住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営高良内住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営与田住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営梅林住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営宮の陣住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営津福今町住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営大善寺住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営小森野住宅	久留米市	3,500円	10,500円
福岡県営田主丸住宅	久留米市	2,500円	7,500円
福岡県営城島住宅	久留米市	3,000円	9,000円
福岡県営林光寺住宅	直方市	3,000円	9,000円
福岡県営鯨田住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営花瀬住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営立住宅	飯塚市	2,500円	7,500円
福岡県営有安住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営有安第二住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営清水谷住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営相田住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営彼岸原住宅	飯塚市	3,000円	9,000円
福岡県営愛宕住宅	飯塚市	3,000円	9,000円

福岡県営田川中央住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営大浦住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営あさひ台住宅	田川市	2,500円	7,500円
福岡県営佃住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営蒲池住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営矢留住宅	柳川市	3,000円	9,000円
福岡県営南馬場住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営宅間田住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営花宗橋住宅	八女市	2,500円	7,500円
福岡県営久富住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営長浜住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営赤坂住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営高銭野住宅	筑後市	2,500円	7,500円
福岡県営大坪住宅	大川市	3,000円	9,000円
福岡県営新地住宅	行橋市	3,000円	9,000円
福岡県営三毛門住宅	豊前市	3,500円	10,500円
福岡県営青豊住宅	豊前市	3,500円	10,500円
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営池田住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営中鶴住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営大根土住宅	中間市	3,000円	9,000円
福岡県営寺福童住宅	小郡市	3,500円	10,500円
福岡県営二日市住宅	筑紫野市	3,500円	10,500円
福岡県営竹ノ本住宅	春日市	3,000円	9,000円
福岡県営月の浦住宅	大野城市	3,000円	9,000円

福岡県営東郷住宅	宗像市	3,000円	9,000円
福岡県営前原住宅	前原市	3,000円	9,000円
福岡県営有田住宅	前原市	3,000円	9,000円
福岡県営東浜山住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県営さや住宅	古賀市	3,000円	9,000円
福岡県営東福岡住宅	福津市	3,000円	9,000円
福岡県営うきは住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営蓮町住宅	うきは市	2,500円	7,500円
福岡県営宮田住宅	宮若市	2,500円	7,500円
福岡県営鴨生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営漆生住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営北斗台住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営山野住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市	3,000円	9,000円
福岡県営又原住宅	朝倉市	屋根有り 3,500円 屋根無し 2,500円	屋根有り 10,500円 屋根無し 7,500円
福岡県営比良松住宅	朝倉市	2,500円	7,500円
福岡県営頼田住宅	朝倉市	2,500円	7,500円
福岡県営下小川住宅	みやま市	2,500円	7,500円
福岡県営渡瀬住宅	みやま市	3,000円	9,000円
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町	3,000円	9,000円
福岡県営志免松ヶ丘住宅	糟屋郡志免町	3,000円	9,000円
福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町	3,000円	9,000円

福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町	3,000円	9,000円
福岡県営頃末住宅	遠賀郡水巻町	3,500円	10,500円
福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町	3,000円	9,000円
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町	3,000円	9,000円
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町	3,000円	9,000円
福岡県営八尋住宅	鞍手郡鞍手町	2,500円	7,500円
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町	3,000円	9,000円
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町	2,500円	7,500円
福岡県営大木住宅	三潞郡大木町	3,000円	9,000円
福岡県営兼松住宅	八女郡立花町	2,500円	7,500円
福岡県営ゆいのもり住宅	八女郡矢部村	1,500円	4,500円
福岡県営峰地住宅	田川郡添田町	2,500円	7,500円
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町	2,500円	7,500円
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営方城住宅	田川郡福智町	2,500円	7,500円
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町	3,500円	10,500円
福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町	2,500円	7,500円
福岡県営のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町	3,000円	9,000円
福岡県営築城住宅	築上郡築上町	3,000円	9,000円

## 福岡県告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	筑紫野 古 賀 線	前	糟屋郡久山町大字山田983番5先から 同郡同町大字山田1057番10先まで	27.5 ～ 29.5	177.0
			後	糟屋郡久山町大字山田983番5先から 同郡同町大字山田1101番2先まで	27.0 ～ 29.6	220.0
久留米	県 道	佐 賀 八 女 線	前	久留米市城島町城島491番11先から 同市城島町城島37番2先まで	10.5 ～ 41.0	232.0
			後	同上	10.5 ～ 33.4	252.0
久留米	県 道	久 留 米 小 郡 線	前	久留米市宮ノ陣2丁目628番2先から 小都市赤川590番先まで	3.1 ～ 10.6	1,243.8
			前	同上	12.5 ～ 19.0	1,166.6

			後	同上	12.5 ~ 19.0	1,166.6
久留米	県道	城三島瀧線	前	久留米市城島町城島189番1 2先から 同市三瀧町高三瀧341番1 先まで	6.1 ~ 28.8	3,277.8
			後	同上	6.1 ~ 28.8	3,277.8
久留米	県道	城三島瀧線	前	久留米市城島町城島294番 1先から 同市城島町城島291番1先 まで	7.1 ~ 7.3	33.0
			後	同上	11.5 ~ 40.0	33.0
柳川	県道	大牟田川副線	前	柳川市大和町栄1126番1先 から 同市大和町皿垣開710番先 まで	7.0 ~ 20.5	445.0
			後	柳川市大和町栄1126番1先 から 同市大和町皿垣開746番先 まで	9.5 ~ 20.5	480.0
柳川	県道	高山田川線	前	みやま市高田町岩津1062番 1先から 同市高田町田尻1645番1先 まで	12.2 ~ 24.3	1,500.0
			後	同上	12.2 ~ 42.0	1,558.0
			前	筑後市大字津島820番先か ら みやま市瀬高町上庄1666番 3先まで	3.8 ~ 15.0	2,544.0

柳川	県道	八瀬女高線	前	同上	14.5 ~ 164.0	2,640.0
			後	同上	14.5 ~ 164.0	2,640.0
柳川	県道	柳城川島線	前	柳川市筑紫町字西荒野344 番1先から 同市西浜武721番1先まで	8.0 ~ 22.8	269.0
			前	同上	8.0 ~ 16.2	278.0
			後	柳川市筑紫町字西荒野340 番4先から 同市西浜武721番1先まで	8.0 ~ 22.8	290.0
			後	同上	8.0 ~ 17.4	297.0
柳川	県道	新榎田津線	前	大川市大字一木609番1先 から 同市大字一木492番2先ま で	12.7 ~ 22.8	123.0
			後	同上	12.7 ~ 25.0	123.0
柳川	一般国道	385号	前	柳川市西蒲池798番1先か ら 同市西蒲池788番1先まで	4.4 ~ 8.5	70.0
			後	同上	7.0 ~ 9.5	70.0
			前	柳川市三橋町柳河844番2 先から 同市西蒲池1296番1先まで	3.7 ~ 13.9	1,852.8

柳川	一般国道	385号	前	柳川市三橋町柳河846番1先から 同市西蒲池1296番1先まで	15.0 ~ 43.0	1,716.0
			後	柳川市東蒲池1510番先から 同市西蒲池1296番1先まで	3.7 ~ 13.9	1,109.8
			後	柳川市三橋町柳河846番1先から 同市西蒲池1296番1先まで	15.0 ~ 43.0	1,716.0
柳川	一般国道	442号	前	大川市大字酒見8番4先から 同市大字酒見4番2先まで	7.5 ~ 14.5	46.0
			後	大川市大字酒見8番4先から 同市大字酒見3番2先まで	7.5 ~ 14.5	46.0
直方	県道	福岡直方線	前	宮若市本城1147番1先から 同市本城1151番1先まで	13.0 ~ 15.2	57.0
			後	同上	13.0 ~ 13.0	57.0
直方	県道	福岡直方線	前	宮若市本城1133番1先から 同市本城1137番1先まで	12.8 ~ 17.4	66.0
			後	同上	12.0 ~ 15.2	66.0
行橋	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 同郡同町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ~ 22.9	6,941.2
			前	同上	11.5 ~ 115.0	6,930.0

			後	同上	3.7 ~ 22.9	6,941.2
			後	同上	11.5 ~ 115.0	6,930.0
八女	一般国道	442号	前	八女郡矢部村大字矢部564番1先から 同郡同村大字矢部105番先まで	7.4 ~ 20.0	1,121.0
			前	同上	7.5 ~ 14.0	965.0
			後	八女郡矢部村大字矢部564番1先から 同郡同村大字矢部398番1先まで	7.4 ~ 20.0	841.0
八女	一般国道	442号	後	八女郡矢部村大字矢部564番1先から 同郡同村大字矢部105番先まで	7.5 ~ 14.0	965.0
			前	筑後市大字和泉443番8先から 同市大字和泉475番2先まで	11.2 ~ 39.0	344.0
八女	一般国道	442号	後	筑後市大字和泉394番1先から 同市大字和泉475番2先まで	11.2 ~ 39.0	357.0
			前	八女郡立花町大字白木593番5先から 同郡同町大字白木586番1先まで	6.1 ~ 10.2	27.5
八女	県道	玉名女線	後	同上	8.0 ~ 10.2	27.5

八 女	県 道	三 上 瀧 陽 線	前	八女郡広川町大字新代607番2先から 同郡同町大字新代1862番2先まで	10.6 ~ 23.6	427.2
			後	同上	10.6 ~ 23.6	
豊 前	県 道	椎 田 勝 山 線	前	築上郡築上町大字弓の師785番先から 京都郡みやこ町皆見1498番1先まで	11.0 ~ 22.0	432.5
			前	同上	11.0 ~ 22.0	
			後	同上	11.0 ~ 22.0	432.5

福岡県告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	佐 賀 線 八 女	久留米市城島町城島491番1先から 同市城島町城島37番2先まで
久留米	久 留 米 線 浮 羽	久留米市田主丸町常磐879番1先から 同市田主丸町常磐620番1先まで

久留米	城 島 線 三 瀧	久留米市城島町城島294番1先から 同市城島町城島291番1先まで
柳 川	大 牟 田 線 川 副	柳川市大和町皿垣開55番1先から 同市大和町皿垣開746番先まで
柳 川	久 留 米 線 柳 川	柳川市大字金納28・29番合併1の2先から 同市大字金納13番2先まで
柳 川	高 田 線 山 川	みやま市高田町岩津1357番1先から 同市高田町田尻1645番1先まで
柳 川	大 川 線 大 木	大川市大字下林577番1先から 同市大字下林404番1先まで
柳 川	柳 川 線 城 島	柳川市西浜武93番1先から 同市西浜武89番1先まで
柳 川	新 田 線 檀 津	大川市大字一木609番1先から 同市一木492番2先まで
柳 川	枝 光 線 今 古 賀	柳川市新町52番1先から 同市新町57番1先まで
柳 川	江 島 線 筑 後	三潁郡大木町大字福土3136番先から 同郡同町大字大角283番1先まで
柳 川	442 号	大川市大字酒見8番4先から 同市大字酒見3番2先まで
直 方	200 号	直方市大字中泉774番6先から 同市大字中泉1018番66先まで
直 方	中 間 線 宮 田	鞍手郡鞍手町大字小牧1712番1先から 同郡同町大字小牧1702番1先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川上伊良原99番3先から 同郡同町犀川上伊良原173番8先まで
行 橋	496 号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1883番1先から 同郡同町犀川下伊良原321番2先まで
八 女	442 号	筑後市大字和泉394番1先から 同市大字和泉432番1先まで
八 女	玉 名 線 八 女	八女郡立花町大字白木593番5先から 同郡同町大字白木586番1先まで

八 女	三 瀨 線 上 陽	八女郡広川町大字新代607番 2 先から 同郡同町大字新代603番12先まで
北九州	中 間 線 水 巻	中間市大字岩瀬1007番 1 先から 同市大字岩瀬1334番 1 先まで
飯 塚	才 田 線 筑前内野 停 車 場	嘉穂郡桂川町大字内山田705番先から 同郡同町大字内山田696番先まで
豊 前	椎 田 線 勝 山	築上郡築上町大字弓の師356番 1 先から 同郡同町大字弓の師785番先まで
豊 前	椎 田 線 勝 山	築上郡築上町大字弓の師785番先から 京都郡みやこ町皆見1498番 1 先まで

福岡県告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 30 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
久留米	県 道	久 留 米 浮 羽 線	前	久留米市田主丸町 野田230番 1 先から 同市田主丸町常磐 614番 1 先まで	5.0 ~ 15.0	771.8	
			前	同上	10.2 ~ 36.0	865.7	うち県道 金川田主 丸線重用 延長458.6 メートル

柳 川 県 道	大 大 川 線 大 木	後	同上	10.2 ~ 36.0	865.7	うち県道 金川田主 丸線重用 延長458.6 メートル
		前	大川市大字中古賀 233番先から 同市大字下林462 番 2 先まで	4.4 ~ 43.0	3,277.0	うち県道 久留米城 島大川線 重用延長 575.0 メ ートル
		前	同上	6.7 ~ 43.0	3,025.0	うち県道 久留米城 島大川線 重用延長 575.0 メ ートル
		後	大川市大字中古賀 233番先から 同市大字下林462 番 3 先まで	6.7 ~ 43.0	3,025.0	うち県道 久留米城 島大川線 重用延長 575.0 メ ートル

公 告

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第 1 項の規定に基づき、苅田港の港湾隣接地域（苅田港新浜町地区）の指定をしたので、同法37条の 2 第 3 項の規定により次のように公告する。

平成21年 3 月 30 日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定した苅田港港湾隣接地域の区域

点 1 から点 7 までの各点を順次に結んだ線及び点 7 から点 1 を結んだ線とに囲まれた陸域



基準点、基点及び点の表示（角度は方向角表示とする。）

基準点 福岡県京都郡苅田町大字苅田字松山1118番地の1地先にある国土交通省国土地理院2等3角点松山（北緯33度48分22秒東経130度59分09秒）

基点 京都郡苅田町大字与原字白石2270番の6地先

基準点から193度23分47秒の方向に5,638.797メートルの地点

点1 基点から307度20分49秒の方向に2,075.815メートルの地点

点2 点1から25度51分14秒の方向に1,129.626メートルの地点

点3 点2から115度51分14秒の方向に50.000メートルの地点

点4 点3から205度51分14秒の方向に1,088.772メートルの地点

点5 点4から127度21分05秒の方向に1,371.814メートルの地点

点6 点5から216度51分00秒の方向に23.000メートルの地点

点7 点6から216度51分00秒の方向に27.000メートルの地点

点1 点7から307度21分04秒の方向に1,413.105メートルの地点

## 2 指定の期日

平成21年3月30日

## 公告

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 名称

筑後広域公園

### 2 位置

みやま市瀬高町本郷及び長田地内

### 3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県柳川土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

### 4 供用開始の期日

平成21年4月1日

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 処分を受けた事業者

### (1) 名称

有限会社梶村建設

### (2) 所在地

うきは市吉井町生葉2107番地

### (3) 代表者

代表取締役 江藤 善夫

## 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

## 3 処分の年月日

平成21年3月16日

## 4 処分の理由

(1) 事業者が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号八の規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

(2) 事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口及び八の規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号二の規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

## 公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条6の6第1項の規定に基づき、次の貸金業者

の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名(法人にあっては代表者の氏名)	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
Fコーポレーション 三戸 一成	福岡市中央区平尾5丁目19番8号 レフィナード南山荘605号	福岡県知事 (2)第08049号 平成18年8月15日	平成21年2月27日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の6第1項第1号
CLB福岡花房 壮文	糟屋郡志免町南里6丁目7番1号	福岡県知事 (1)第08382号 平成18年3月15日	平成21年2月28日 登録取消処分	
株式会社エンパワメント 足立 貴文	福岡市中央区警固2丁目14番1号 セントロード警固	福岡県知事 (1)第08402号 平成18年5月15日	平成21年3月3日 登録取消処分	
ナチュラル井上 和樹	久留米市天神町37 シティーコーポラス林2階	福岡県知事 (1)第08458号 平成18年12月15日	平成21年2月27日 登録取消処分	
アースファイナンス 森 大輔	糟屋郡宇美町原田2丁目519番1	福岡県知事 (1)第08469号 平成19年1月15日	平成21年2月27日 登録取消処分	

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第1号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県美しいまちづくり条例施行規程の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 意見を募集しなかった理由

今回の一部改正においては、矢部川流域景観計画の行為の制限に関する事項を規定していることから、同景観計画の施行に併せ、公益上、緊急に規則を定め周知期間を確保する必要がある。以上の理由により、意見公募手続を実施せずに規則を一部改正することとした。

#### 2 規則等の公布日

平成21年7月1日

#### 公告

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県景観審議会規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

平成21年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 意見を募集しなかった理由

福岡県美しいまちづくり条例の一部改正においては、条の繰下げを行うことに伴う形式的な変更であることから、意見公募手続を実施せずに規則を一部改正することとした。

#### 2 規則等の公布日

平成21年7月1日

### 教育委員会

#### 福岡県教育委員会告示第7号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定による技能教育のための施設として、平成21年3月17日付けで指定したので、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第33条の3の規定により次のように告示する。

平成21年3月30日

## 福岡県教育委員会

## 1 技能教育のための施設の名称

福岡高等学館

(福岡市博多区博多駅東1-1-33)

## 2 連携措置をとろうとする高等学校の名称

星槎国際高等学校 普通科

(芦別市緑泉町5番12)

## 3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス情報	ビジネス情報
文書デザイン	文書デザイン
情報処理	情報処理
課題研究	課題研究

## 公告

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、平成21年1月29日から平成21年2月27日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年3月30日に公布しました。

平成21年3月30日

福岡県教育委員会

## 問い合わせ先

福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係

電話 092 - 643 - 3891

メールアドレス : kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp

## 福岡県教育委員会告示第8号

福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第4条第1項の規定に基づき、

福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

平成21年3月30日

福岡県教育委員会

## 建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
安陪家住宅	1棟	正面14.6メートル、側面11.6メートル、北側及び南側突出部、入母屋造、鉄板葺 西面・北面・東面・南面一部 下屋付、棧瓦葺 附 間取図 1枚	安陪 悟	朝倉市三奈木 4232番地	朝倉市三奈木 4232番地

## 彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
木造亀山上皇立像(銅像原型)	1軀	宗教法人筥崎宮	福岡市東区箱崎1丁目 22番1号

## 福岡県教育委員会告示第9号

福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県指定天然記念物を次のように指定する。

平成21年3月30日

福岡県教育委員会

名称	所在地	地番
千手川の甌穴群	嘉麻市上臼井	3055番地

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年2月1日～2月28日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青空の会	石田道利	吉住義孝	中間市岩瀬1-17-24	平成21年2月4日
いとう正後援会	伊藤正	田中孝	糟屋郡粕屋町大字仲原2582-2	平成21年2月4日
元陽社	野口恭博	野口恭博	福岡市西区豊浜1-3-2	平成21年2月12日
田頭きくみ後援会	村下政雄	田頭里美	朝倉郡筑前町森山276-5	平成21年2月4日
竹永忠夫後援会	竹永忠夫	印丸和俊	朝倉郡筑前町高上63-3	平成21年2月2日
中間市の将来を考える市民会議	大串靖一郎	藤田和徳	中間市中鶴1-13-3	平成21年2月4日
古野悦子後援会	古野悦子	樋口恵子	筑紫郡那珂川町片縄北5-17-3	平成21年2月4日
本田まさひろ後援会	本田昌弘	本田昌弘	筑紫郡那珂川町五郎丸1-165	平成21年2月17日
向野正幸後援会	向野正幸	向野顕真	糟屋郡粕屋町花ヶ浦4-6-17	平成21年2月18日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年2月1日～2月28日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党うきは市支部	会計責任者	江 藤 芳 雄	諫 山 勝	平成21年2月22日	平成21年2月27日
自由民主党福岡県北九州市小倉北区第二支部	会計責任者	白 石 幸 治	長 野 正 景	平成21年2月18日	平成21年2月18日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第六支部	会計責任者	柴 本 晴 一 郎	堀 田 雄 嗣	平成21年2月20日	平成21年2月25日
日本共産党福岡東・博多地区委員会	会計責任者	後 藤 ひ と み	新 原 秀 夫	平成21年2月20日	平成21年2月26日

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
明日の医療を考える会	主たる事務所の所在地	嘉麻市大隈町1118 - 3 吉原事務所内	嘉麻市大隈町445	平成21年2月6日	平成21年2月9日
いけだ良子後援会	会計責任者	松 尾 邦 子	西 尾 恵 治	平成21年2月9日	平成21年2月9日
伊塚ひろし後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町大字尾倉3741 - 2	京都郡苅田町大字尾倉3425 - 3	平成21年2月15日	平成21年2月18日
香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区大字笹田916 - 1	北九州市八幡西区木屋瀬1 - 25	平成21年2月10日	平成21年2月16日
金子けんじ後援会	代 表 者	梅 崎 暁 子	森 田 茂 久	平成21年2月16日	平成21年2月20日
	会 計 責 任 者	碓 井 邦 裕	金 子 勝 則		
神谷喜久雄後援会	会計責任者	山 崎 士	橋 本 公 文	平成20年4月19日	平成21年2月27日
佐々木けんご後援会	会計責任者	柴 本 晴 一 郎	堀 田 雄 嗣	平成21年2月20日	平成21年2月27日

新 生 戸 畑 会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畑区沖台2 - 12 - 11	北九州市戸畑区新川町6 - 19 - 1102	平成21年2月11日	平成21年2月12日
辻 一 生 後 援 会	会 計 責 任 者	兵 頭 吉 久	辻 一 生	平成21年2月16日	平成21年2月16日
日本酪農政治連盟福岡県支部連合会	会 計 責 任 者	松 岡 廣 明	田 中 角 次	平成20年8月8日	平成21年2月12日
ば ば 一 榮 総 合 後 援 会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区黄金町2 - 24 - 203	北九州市門司区梅ノ木町5 - 6	平成21年2月10日	平成21年2月17日
平 井 一 三 後 援 会	主たる事務所の所在地	嘉麻市稲築才田221 - 28	嘉麻市漆生1585 - 1	平成21年2月24日	平成21年2月25日
ひらばる四郎後援会	政治団体の名称	ひらばる四郎後援会	平原四郎後援会	平成21年2月20日	平成21年2月26日
	代 表 者	谷 久 子	白 川 泰 則		
福岡県農政連三潆町支部	代 表 者	内 田 洋 一	富 松 秀 一	平成20年7月14日	平成21年2月5日
本 田 芳 枝 後 援 会	主たる事務所の所在地	糟屋郡粕屋町原町3 - 12 - 25	糟屋郡粕屋町大字原町337	平成20年11月1日	平成21年2月26日
みぶち英介後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡久山町大字久原1580	糟屋郡久山町大字久原2594 - 1	平成21年1月15日	平成21年2月26日
安 川 俊 彦 後 援 会	代 表 者	藤 利 光	藤 潤 一 郎	平成21年2月21日	平成21年2月25日
	会 計 責 任 者	森 秀 喜	藤 利 光		
豊 一 馬 後 援 会	会 計 責 任 者	豊 重 子	桑 野 光 義	平成21年2月19日	平成21年2月19日
よしむら太志後援会	政治団体の名称	よしむら太志後援会	吉村たいし後援会太志会	平成21年2月17日	平成21年2月17日
	会 計 責 任 者	吉 村 ひ ろ み	吉 村 照 靖		
米 山 あ き ら 後 援 会	主たる事務所の所在地	福津市宮司浜2 - 37 - 23	福津市宮司2295	平成19年3月12日	平成21年2月27日
渡 辺 謙 二 朗 政 策 研 究 会	政治団体の名称	渡 辺 謙 二 朗 政 策 研 究 会	渡 辺 けんじろう後援会	平成21年2月23日	平成21年2月23日
	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区徳力団地25 - 506	北九州市小倉南区徳吉西1 - 14 - 24		
	代 表 者	渡 邊 謙 二 朗	渡 邊 カ ツ 子		

会 計 責 任 者 渡 邊 謙 二 朗 渡 邊 カ ツ 子

(21団体)

福岡県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年2月1日～2月28日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市戸畑区第二支部	平成21年1月31日	平成21年2月12日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
いまむら保則後援会	平成19年8月31日	平成21年2月27日
川端耕一を応援する会耕青会	平成21年2月15日	平成21年2月25日
久良木一臣後援会	平成21年1月31日	平成21年2月23日
後藤俊秀後援会	平成21年2月10日	平成21年2月12日
坂田ゆづる後援会	平成19年8月31日	平成21年2月26日
住みよい町、元気な岡垣をつくる町民の会	平成21年2月13日	平成21年2月18日
たき友行後援会	平成20年12月31日	平成21年2月23日
田中瑞広後援会	平成19年4月29日	平成21年2月27日

辻 一 生 後 援 会	平成21年2月16日	平成21年2月16日
泊 正 明 後 援 会	平成20年12月31日	平成21年2月12日
な か や 大 介 後 援 会	平成21年2月18日	平成21年2月24日
の ぞ え 晴 也 後 援 会	平成20年12月31日	平成21年2月16日
福 岡 県 浄 化 槽 対 策 推 進 政 治 連 盟	平成21年1月31日	平成21年2月2日
福 岡 小 泉 あ き お 会	平成20年12月31日	平成21年2月19日
明 正 会	平成20年12月31日	平成21年2月12日
吉 田 あ き ら 後 援 会	平成21年2月10日	平成21年2月10日
六 田 一 美 後 援 会	平成21年2月3日	平成21年2月4日
渡 辺 と も よ し 古 賀 市 後 援 会	平成21年2月23日	平成21年2月25日

(18団体)

福岡県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年2月1日～2月28日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
伊藤 正	粕屋町議会議員	いとう正後援会	糟屋郡粕屋町大字仲原2582-2	伊藤 正	平成21年2月4日	平成21年2月4日
古野悦子	那珂川町議会議員	古野悦子後援会	筑紫郡那珂川町片縄北5-17-3	古野悦子	平成21年2月1日	平成21年2月4日
本田昌弘	那珂川町議会議員	本田まさひろ後援会	筑紫郡那珂川町五郎丸1-165	本田昌弘	平成21年2月17日	平成21年2月17日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成21年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年2月1日～2月28日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
伊塚 弘	苅田町議会議員	伊塚ひろし後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町大字尾倉3741-2	京都郡苅田町大字尾倉3425-3	平成21年2月15日	平成21年2月18日
香月耕治	北九州市議会議員	香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区大字笹田916-1	北九州市八幡西区木屋瀬1-25	平成21年2月10日	平成21年2月16日
後藤俊秀	北九州市議会議員	新生戸畑会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畑区沖台2-12-11	北九州市戸畑区新川町6-19-1102	平成21年2月11日	平成21年2月12日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月30日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明



受付期間 平成21年2月1日～2月28日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
坂田 謙	みやま市議会議員	坂田 ゆづる 後援会	坂田 謙	平成19年8月31日	平成21年2月26日
泊 正 明	北九州市議会議員	泊 正 明 後 援 会	泊 正 明	平成20年12月31日	平成21年2月12日
中 島 慎 一	北九州市議会議員	中 島 慎 一 後 援 会	中 島 慎 一	平成21年2月20日	平成21年2月20日
中 屋 大 介	大牟田市議会議員	な か や 大 介 後 援 会	中 屋 大 介	平成21年2月18日	平成21年2月24日
野 添 晴 也	水巻町議会議員	の ぞ え 晴 也 後 援 会	野 添 晴 也	平成20年12月31日	平成21年2月16日
與 國 洋	春日市議会議員	よ く に 洋 後 援 会	與 國 洋	平成20年12月31日	平成21年2月6日

(6団体)

## 人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成19年3月福岡県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月30日

福岡県人事委員会委員長 永 次 廣

表中

福岡県職員採用上級試験

福岡県職員採用中級試験

福岡県職員採用初級試験

福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験

福岡県職員採用 類試験

福岡県職員採用 類試験

福岡県職員採用 類試験

福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験

を

に改める。

## 公安委員会

福岡県警察本部告示第13号

個人情報保護窓口設置規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年3月30日

福岡県警察本部長 田中法昌

個人情報保護窓口設置規程等の一部を改正する告示

(個人情報保護窓口設置規程等の一部改正)

第1条 個人情報保護窓口設置規程(平成18年3月福岡県警察本部告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表北九州市警察部個人情報保護窓口の項中「総務課」を「機動警察隊」に改める。

第3条中「北九州市警察部総務課長」を「北九州市警察部機動警察隊長」に改める。

第5条第2号及び第3号中「総務課長及び同部」を削る。

(福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部改正)

第2条 福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第29号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「北九州市警察部総務課」を「北九州市警察部機動警察隊」に改める。

(情報公開窓口設置規程の一部改正)

第3条 情報公開窓口設置規程(平成14年6月福岡県警察本部告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表北九州市警察部情報公開窓口の項中「総務課」を「機動警察隊」に改める。

第3条中「北九州市警察部総務課長」を「北九州市警察部機動警察隊長」に改める。

第5条第2号及び第3号中「総務課長及び同部」を削る。

附 則

この告示は、平成21年3月31日から施行する。

### 内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ

ヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成21年3月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

## 1 指示の内容

次に掲げるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)は、県内の公共用水面及びそれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

## 2 指示の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成21年3月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

## 1 取組内容

効果的駆除に関する実証試験、漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

## 2 取組期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

### 雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第45号

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1925回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1925回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成21年4月1日から  
平成21年4月7日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年4月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年4月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	25本
4 等	10,000円	500本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	100円	250,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

(3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第46号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1926回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本  
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1926回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
450万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成21年4月1日から  
平成21年4月14日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年4月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	27本
2 等	500,000円	27本
3 等	10,000円	1,980本
4 等	5,000円	1,980本
5 等	2,000円	79,110本
6 等	1,000円	79,110本

7	等	200円	450,000本
---	---	------	----------

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第47号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1927回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1927回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成21年4月8日から  
平成21年4月21日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年4月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年4月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当せん金額	当せんの数
---	---	-------	-------

1	等	15,000,000円	1本
1	等の前後賞	2,500,000円	2本
1	等の組違い賞	50,000円	29本
2	等	1,000,000円	3本
3	等	100,000円	60本
4	等	10,000円	600本
5	等	1,000円	60,000本
6	等	100円	300,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第48号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1928回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1928回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 1,100,000,000円  
550万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 平成21年4月15日から  
 平成21年4月28日まで  
 6 当せん金支払開始日 平成21年4月15日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	20,000,000円	11本
2 等	1,000,000円	22本
3 等	100,000円	132本
4 等	10,000円	2,200本
5 等	1,000円	34,210本
6 等	500円	132,000本
7 等	200円	550,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第49号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1929回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において  
 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1929回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5  
 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
 10万通 50組  
 4 証 票 金 額 1枚 100円  
 5 発 売 期 間 平成21年4月22日から  
 平成21年5月6日まで  
 6 抽 せ ん 日 平成21年5月8日  
 7 当せん金支払開始日 平成21年5月13日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	30,000,000円	2本
1 等の前後賞	1,000,000円	4本
1 等の組違い賞	50,000円	98本
2 等	1,000,000円	5本
3 等	100,000円	50本
4 等	10,000円	500本
5 等	5,000円	5,000本
6 等	1,000円	50,000本
7 等	100円	500,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第50号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1930回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1930回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年5月7日から  
平成21年5月17日まで
- 6 抽せん日 平成21年5月19日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年5月25日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	5,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本

7 等	100円	300,000本
-----	------	----------

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第51号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1931回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1931回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年5月13日から  
平成21年5月26日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年5月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	42本

2	等	100,000円	119本
3	等	10,000円	1,169本
4	等	1,000円	12,600本
5	等	200円	350,000本
特	別	賞	2,000円
			95,165本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第52号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1932回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1932回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
400万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成21年5月27日から  
平成21年6月9日まで

6 当せん金支払開始日 平成21年5月27日

## 7 当せん金の額及び当せんの数

等	級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1	等	500,000円	16本
2	等	50,000円	40本
3	等	10,000円	400本
4	等	5,000円	4,000本
5	等	2,000円	40,000本
6	等	500円	155,040本
7	等	200円	800,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第53号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1933回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1933回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年6月6日から  
平成21年6月16日まで
- 6 抽せん日 平成21年6月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年6月23日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	3,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第54号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1934回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1934回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年6月17日から  
平成21年6月23日まで
- 6 抽せん日 平成21年6月25日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年6月30日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	25本
4 等	10,000円	500本
5 等	3,000円	2,500本
6 等	1,000円	50,000本
7 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ



これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第55号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1935回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1935回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年6月24日から  
平成21年6月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年6月24日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	28本
2等	10,000円	136本
3等	5,000円	280本
4等	3,000円	1,336本

5等	500円	200,000本
七夕賞	1,000円	55,280本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

西日本宝くじ事務協議会告示第56号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1936回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1936回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 1,000,000,000円  
10万通 50組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年6月24日から  
平成21年7月7日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年7月9日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年7月14日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	60,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	20,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	49本
2 等	10,000,000円	2本
3 等	1,000,000円	50本
4 等	30,000円	500本
5 等	10,000円	10,000本
6 等	1,000円	50,000本
7 等	200円	500,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。
- (3) 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売する。

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1937回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成21年7月8日から  
平成21年7月14日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 107,500,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,709,125円
- 7 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 19,200,000円
- 8 受 託 申 請 期 限 平成21年4月13日
- 9 そ の 他 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1938回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円  
1組10万通 45組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成21年8月17日から  
平成21年9月1日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 404,200,000円
- 6 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 78,680,070円

- 7 その他発売経費 発売総額に対し 48,960,000円  
 8 受託申請期限 平成21年4月13日  
 9 その他 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1939回西日本宝くじ  
 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
 200万通  
 3 証 票 金 額 1 枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成21年8月26日から  
 平成21年9月1日まで  
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 177,160,000円  
 6 売りさばき及び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,224,560円  
 7 その他発売経費 発売総額に対し 29,880,000円  
 8 受託申請期限 平成21年4月13日  
 9 そ の 他 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1940回西日本宝くじ  
 2 発売総額及び通数 350,000,000円  
 1組10万通 35組  
 3 証 票 金 額 1 枚 100円  
 4 発 売 期 間 平成21年8月26日から  
 平成21年9月8日まで  
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 149,700,000円  
 6 売りさばき及び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 34,675,095円  
 7 その他発売経費 発売総額に対し 26,880,000円  
 8 受託申請期限 平成21年4月13日  
 9 そ の 他 平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に加入し、共同して発売することとしている。

---

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1941回西日本宝くじ

2	発売総額及び通数	700,000,000円 350万通
3	証票金額	1枚 200円
4	発売期間	平成21年9月2日から 平成21年9月15日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 309,050,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 62,663,895円
7	その他発売経費	発売総額に対し 52,290,000円
8	受託申請期限	平成21年4月13日
9	その他	平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に 加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1942回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	800,000,000円 400万通
3	証票金額	1枚 200円
4	発売期間	平成21年9月16日から 平成21年9月29日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 352,700,000円
6	売りさばき及び	

	当せん金支払手数料	発売総額に対し 72,105,600円
7	その他発売経費	発売総額に対し 59,760,000円
8	受託申請期限	平成21年4月13日
9	その他	平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に 加入し、共同して発売することとしている。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1943回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	400,000,000円 1組10万通 40組
3	証票金額	1枚 100円
4	発売期間	平成21年9月16日から 平成21年9月29日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 167,950,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 39,239,445円
7	その他発売経費	発売総額に対し 30,720,000円
8	受託申請期限	平成21年4月13日
9	その他	平成21年4月1日から岡山市が西日本宝くじ事務協議会に 加入し、共同して発売することとしている。

平成20年4月14日付福岡北九州高速道路公社公告第2号（以下「公告」という。）3(3)イ及び3(4)イに基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成21年3月30日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

1 福岡高速一般向けマイレージ割引の弾力的なポイントの付与

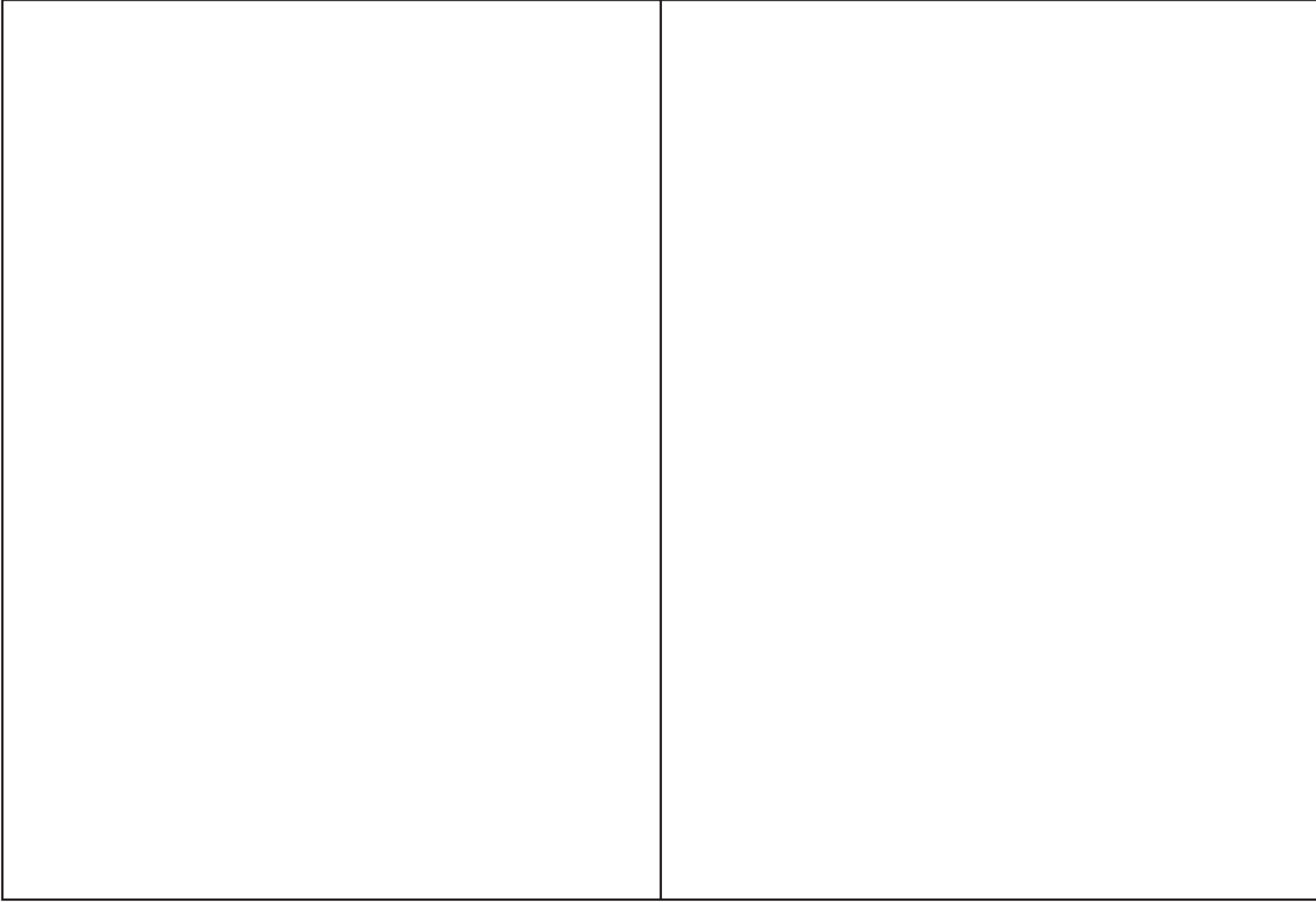
公告3(3)イに定める表の基本ポイントの欄中「1ポイント」を「6ポイント」に変更する。

2 福岡高速コーポレートカード割引の弾力的な割引

公告3(4)イに定める表の割引率の欄中「3%」を「7%」に、「6%」を「10%」に、「12%」を「16%」に、「18%」を「22%」に変更する。

3 実施する期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています